

下の文は、天理教外の里親をしている人のブログです。里親には天理教の人が多くということは、里親の世界ではよく知られているらしい。それは、施設や普通の里親とは違ったもの、「宗教的、信仰的な養育」なのだろうかとその思いが綴られています。また、天理教の専門里親の受託数は全体の3分の2に近い数字になっています。これはどういうことなのだろうか。今回は天理教の里親について調べてみました。

### 天理教の専門里親 全国の受託数の64.7%を占める

里親をやっている人なら誰でも知っていることだろうが、天理教信者の方々が多い。乳児院や児童養護施設は施設的な養護、そして里親は家庭的な養育。では天理教の人たちの養育は何と呼べばいいんだろう。基本的には家庭的な養育だろうが、視点を変えれば宗教的な養育と言えると思う。あるいは信仰的な養育。天理教の場合、教理のなかに里親的な活動を行うことがうたわれている。天理教の信者の里親数を見よう。天理教里親連盟編(2018年)によれば、養育里親数は347(全国の養育里親の4.1%)で、専門里親99(全国の専門里親の14.5%)、養子縁組里親8(全国の養子縁組里親の0.2%)、親族里親0(全国の親族里親の0%)、ファミリーホーム50(全国ファミリーホームの17.4%)。／天理教信者への委託児童数は、養育里親359(全国の養育里親への委託数の9.4%)、専門里親139(全国の専門里親への委託数の64.7%)、養子縁組里親12(全国の養子縁組里親への委託数の0.3%)、親族里親0、ファミリーホーム245(全国ファミリーホームへの委託数の19.4%)。／これは天理教里親連盟の把握している数字で、それ以外にも信者で里親活動をしている人はいるかも知れないので、最低でも、という数字である。／専門里親に登録している人も多いが、専門里親として受託している子どもの数は専門里親全体の6割を超えており、信者として養育の難しい子どもの養育を積極的にしているのかも知れない。／そしてファミリーホームの登録、ファミリーホームの子どもの委託数とも全体の2割弱を占めている。／子どもの養育が信仰の問題と強く関連しているものと感じられる。(2022-11.15「里親支援ブログ 木ノ内博道」より)

### 専門里親

虐待された児童や非行等の問題を有する児童、及び身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親です。実家庭への家庭復帰や家族再統合、自立支援を目的としています。専門里親は、養育里親よりも難しい養育であるので、専門的な研修を受けることが必要です。また、児童の養育は丁寧にしていただくことが必要ですので、養育に専念できる環境が必要です。／なお、専門里親は、養育里親の経験が3年以上などの条件があるケースがあります。／専門里親に委託できる児童の数は2人までで、委託期間は2年となります。必要に応じて、委託期間の延長が認められます。専門里親の登録有効期間は2年で、更新には研修を受ける必要があります。／児童相談所では、特に、施設から措置変更で委託する場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼するとしています。【公益財団法人全国里親会HPより】

## 天理教里親の実情 —「宗教家」の里親はほぼ天理教か—

天理教里親が全里親に占める割合はどうなっているのでしょうか。  
 専門里親の委託数が64.7%はすでに紹介しましたが、右の表から類推すると養育里親を含めた数では、約12%です。  
 また、施設の形態として里子6名程度を養育するファミリーホームでは、2割弱を天理教里親が占めています。  
 里親の職業(表③)として「宗教家」という区分があります。職業別の総数は表②から「委託里親数」のようなので、この「371」という数字は、表①の天理教養育里親の数「358」に近いです。ということは、「宗教家」として登録されているのはほぼ「天理教」ということになりそうです。

① 表3 天理教里親の数と比率 (※各里親制度間で重複登録あり)

全里子中、天理教里親が養育する割合 約12%	登録里親数			委託児童数		
	天理教里親 (a)	全国 (b)	比率 (a/b)	天理教里親 (a)	全国 (b)	比率 (a/b)
養育里親	347	8,445	4.1%	358	3824	9.4%
専門里親	99	684	14.5%	139	215	64.7%
養子縁組里親	8	3,450	0.2%	12	222	0.3%
親族里親	0	505	0%	0	712	0%
ファミリーホーム	50	287	17.4%	245	1261	19.4%

出所：天理教里親連盟編 (2018：14) をもとに作成 「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育」 P117. 桑畑洋一郎. 『福祉社会学研究 17』2020

② 国全体	H24年	25年	26年	27年	28年
登録里親 (世帯)	9,392	9,441	9,949	10,679	11,405
委託里親数(世帯)	3,487	3,560	3,644	3,817	4,038
委託児童数 (人)	4,578	4,636	4,731	4,973	5,190

厚生労働省のHPより

○里親の職業 ③

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

※児童養護施設入所児童等調査 (平成25年2月1日現在)

## 「里親登録 1500家庭」を 目指す天理教

天理教の里親はそのほとんどが教会のようです。そこから「全国の教会数の約1割にあたる1500」という数が出てきます。里親等委託率を上げようという国の法改正に合わせ、「行政の信頼が厚い」天理教里親の数をさらに増やしていこうという方針が打ち出されています。



増 やそうお道の里親  
チャレンジ  
**1500!**  
詳しくはこの画像をクリック

Tenrikyo Foster parents challenge 1500!

Tenrikyo Foster parents challenge 1500!

天理教里親連盟は立教145(※1982)年の里親会発会総会に始まり、立教185(※2022)年に創立40周年を迎えます。幾多の先人たちが誠真実の心で、様々な事情により実の親に育ててもらったことが叶わない子どもたちに「安全・安心・温かい家庭」を提供し、教祖のひながたを頼りにおたすけ活動をすすめてまいりました。

**児童相談対応件数は20万件を超えました。** / 近年、児童虐待の事例が後を絶たず、令和2年度の速報値として児童相談対応件数は20万件を超えました。国は子どもの権利を守るため平成28年児童福祉法を一部改正し、子どもの家庭養育優先が明記されました。/この改正を受けて平成29年8月「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を徹底し子どもの最善の利益を実現していくことを求めています。具体的には、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて取り組むことがまとめられました。/この厚生労働省の数値目標は現状からかなり高いものであり、各自治体担当部署も今後の計画作成に大変苦慮されています。その一つに里親を増やすことが挙げられています。

**天理教里親連盟に入会している里親は608世帯を数えます。** / 現在、天理教里親連盟に入会している登録里親は608世帯を数えます。(令和3年9月現在) /特徴として、信仰実践として里親活動に取り組むためか、**行政の信頼も厚く、天理教里親登録者のうち、約65%に子どもが委託**されています(全国の里親委託率は約36%)。これはかなり高い数値であります。それは難渋たすけを実践されてきた先人たちの思いを受け継ぎ、現在に至る道の里親の養育力が認められている結果であります。

**天理教里親連盟は「里親登録1500家庭」を目指します。** / そこで私たちは養育者として求められている自覚を持ち、教祖の御教えを信じるお道の里親を増やす時であると、里親連盟委員会で「里親登録1500家庭」を目指そうと決議しました。/その後、立教182年(平成31年)2月25日の「教区里親会会長及び教区代表者会議」の席上、この旨を発表し、討議していただいたところ、教内には、里親連盟に未加入の里親が多くおられることから、その方々に連盟に加入していただくことを各教区里親会で働きかけることを第一点とし、その上で**全国の教会数の約1割にあたる1500という数の里親登録を創立40周年の節目までに目指して歩ませたい**と誓い合わせていただきました。/そして、大切な事は里親の数を増やすだけでなく、【天理教 ファミリーコミュニケーション アプローチ (TFA)】の普及活用により更なる養育力を身につけ、この取り組みが地域の子育てサポーターの役割を担うことを目指し、教祖のひながたを基にした「家族とは何か？」を社会に向けて問いかけていきたいと考えます。(天理教里親連盟HPより) 3

## 天理教道友社による里親政策推進の例

天理教団の広報出版社である天理教道友社から、『“たましいの家族、の物語(里親—神様が結んだ絆)』という本が出ています。これは天理教機関紙『天理時報』に連載されたルポ「里親の現場から」を主にまとめたものです。下の文はそこに書かれた里子の日常です。天理教の教会で里子を預かるということは、当然「天理教」の儀式、信仰がそこに関わってきます。また、里親の方もその儀式、信仰と里子の関係を必要不可欠なものとして認識していることがうかがわれます。

この日は土曜日で学校は休み。翌日、教会で行われる支部主催の行事に備え、子どもたちは午前中に**神殿と参拝場の掃除に励んだ。**／ひと晩休んで元気になった浩司君も、「面倒くさいなあ」などと愚痴をこぼしながら、男性信者の指示に従ってひのきしんの輪に加わった。／心に深い傷を負った子どもたちを預かるには、毎日安心して暮らせる家庭的な養育環境を整えるだけでは十分ではない。それ以外に、心の傷を癒やす“治療”と“育て直し”が必要なのだ。／そのために、**教会では子どもたちに規則正しい生活習慣を身につけさせる一助として、朝夕のおつとめ参拝を促している。**このほか、神殿掃除や就寝前の点呼、里子たちの間でトラブルが起きた際に開かれる「子ども会議」などを通じて、たすけ合いの心と自主性を培うよう指導している。

とはいえ、その実際は容易ではない。／「たとえば『風呂を見てきてくれる?』と頼んだ子に、『湯加減はどうだった?』と聞くと、その子は『見てこいと言われたから、風呂場を見てきた』と真顔で言う。こうした場合は『風呂場へ行って、湯の温度がちょうどいいかどうか確かめてきて』と、噛んで含めるように話してやらなければいけない」／教会に来る子どもは、こうした基本的なコミュニケーション能力が身につけていないケースが多い。土井さん夫妻が手本を見せ、丁寧に繰り返し言い聞かせることで、少しずつ生活スキルを上げてやる必要があるのだ。

そのうえで「**教会生活の日常である、おつとめやひのきしんなどを通して、信仰心を育み、徳を積ませることが子どもたちの心だすけにつながる**」と土井さんは強調する。そして「近い将来、親代わりである私たちの元から離れることがあっても、**お道の信仰を心の拠り所として生活してくれれば、道を踏み外すことはない**と信じる」とも。

午後は、**教会で毎日二時に勤められている十二下りのてをどりまなびに子どもたちも参加する。**二時直前、神殿では元里子の片山優一さん(仮名・21歳)がハッピー姿ですでに待っていた。



教会生活を通して、子どもたちは規則正しい生活習慣を身につける

『“たましいの家族、の物語』P144.天理教道友社編.2010

同書の末尾に「これからの児童養護を担う里親制度」という鼎談が載せられています。参加者はファミリーホームを運営する天理教教会長、児童相談所の所長をしている天理教布教所長、それに厚労省の審議委員を務める天理教とは無関係で仏教系の大学教授です。

鼎談の最後に司会役の児童相談所長が大学教授に宗教と里親との関係について聞いた時、「宗教的信念をもって里親や社会的養護に関わっていくとき、どこまで宗教的な活動が許されるのかについて、現行制度のもとでは、非常に微妙な問題がある」と答えています。「宗教2世」のことが大きく取り上げられている今の社会状況からみると、宗教的環境の中での里子というのは、確かに「微妙な問題」です。

**早樫(はやかし)** 少しプライベートな話になりますが、先生ご自身は浄土真宗の信仰をお待ちですね。宗教者の立場としては、どういふ思いで社会的養護に携わっておられるのでしょうか。

**柏女(かしわめ)** 親鸞聖人の教えは、自分自身が一番弱いと自覚している人、それを「悪人」という言い方をします。そして、そのように自覚している人こそが、阿弥陀如来の救いの光に最も近いと説きます。そして、その光に感謝して、縁ある限り精いっぱい生きていこうというのが教えの根本です。／ その意味では、社会的に弱い存在に対して、縁ある人たちができる限りのことをやっていく。その姿勢が一番大事だと思っています。自分自身、どこまでできているか分かりませんが……。

**早樫** 宗教的な心情を持って、児童養護や社会的養護の取り組みに関わることの意義について、お聞かせいただきたいと思います。

**柏女** 私は、信仰というのは、“団子の串”のようなものだと考えています。一つひとつの団子は、人生のさまざまな出来事です。人生の折り目節目で事に当たるとき、私たちの心は揺れ動きます。そのとき、真っすぐ貫く串があれば、団子は揺らぐことなく、しっかりとつながっていられるわけです。／ 人はさまざまな状況に心を揺るがせながらも、本当は何か大事なんだろうと常に振り返る。それが、仏教で言うところの「法に照らす」ということなのでしょう。／ やはり、信仰を持つということは、とても大事だと思います。おそらく天理教の皆さん方も、同じ思いではないでしょうか。また、信仰によって自分を鍛えるという側面もあります。里親活動も、自らを鍛える場ということになってくるかもしれません。／ その一方で、宗教的信念をもって里親や社会的養護に関わっていくとき、どこまで宗教的な活動が許されるのかについて、現行制度のもとでは、非常に微妙な問題があることにも十分留意すべきだと思います。／ 高齢者や障害者福祉の場合は、平成12年の社会福祉基礎構造改革の実施により、契約制度が導入されました。だから「私たちの施設では、この方針でやっていきますので、それに同感してくださる方は、どうぞ入所してください」というやり方ができるわけです。／ ところが、児童養護のように、措置制度のもとでは、微妙なところがあります。自らの方針や、人としての生きざまを子どもたちに示そうとすればするほど、結果として、その子たちをこちらへ誘導するという矛盾を抱えてしまう。そのあたりは、これから社会的養護を進めるうえで、きちんと考えていかなければいけない課題だろうと思います。  
(『“たましいの家族”の物語』P208)

## なぜ里親を始めたかー教理的裏付け

熱心に里親をしている教会長が、里親を始めた動機を綴ったのが下の文です。教祖伝逸話編の話に「人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない」とあり、また教会で預かるについて特別な準備もいらず、「わざわざ役人が頭を下げて連れてきてくれる」し、養育費も出るので、経済的負担もないとあります。

さてそこで、どんなおたすけをさせていただこうかと思って、“えい、やっ”とばかりに教祖伝逸話篇を開いたら、そこに「大きなたすけ」というお話がありました。お話の内容については、皆さん、ご存じでしょうから割愛いたしますが、そのお話の中で教祖は、／ 「人の子を頂かって育ててやる程の人きなたすけはない」／ 「世話さしてもらおうという真実の心さえ持っていたら、与えは神の自由で、どんなにでも神が働く。案じることは要らんで」／ と仰せになった。

こんなにも頼もしい、こんなにもありがたいお言葉がありますか、皆さん。神様が、これほど大きなおたすけはないとおっしゃっているんですよ。おたすけ人にとって、これほど勇気づけられるお言葉はないですよ。

さらに教祖は、その後岡本シナ先生に、「シナはん、善い事をしなはったなあ」と、お労いのお言葉もくださったんです。

私はこのお話にふれるたびに、身体が震えてきますよ。教祖は、それが最高のおたすけだから神が働くとおっしゃって、その後お褒めの言葉もくださった。私はね、もうこれしかないと思いましたね。なんたってこれが最高なんてすから。どうせならプロとして最高のこととして頂点を目指さなきゃ。えっ、単純？……。ほっとけ。

しかしまあ、よくよく考えてみると、子供を育てるおたすけっていうのは、うちの教会にぴったりなんだよね。／ うちには部内教会一カ所、布教所一カ所。まあ、よくある感じのこぢんまりとしたアットホームな雰囲気の教会だからね。事情を抱えた子供たちに家庭環境を提供するには、もってこいだよね。家族として迎え入れるということ自体がおたすけになるんだから、特別な準備もいらないしね。もちろん広い敷地も大きな建物も必要ない。むしろ、そんなの邪魔だよ。小規模な教会ならではのおたすけだね。

そういう理由から、私たち夫婦は東京都に里親登録をしたんです。しかも、養子縁組を前提としない、養育家庭の方を登録しました。これだと、虐待や家庭不和、不登校や非行なんかで、やむなく実親のもとで生活できなくなった子がやってきて、事情が解決したら親元に返すことになるわけです。まさに、教祖のおっしゃったおたすけにぴったりだと思ったんです。

さらに、非常に手っ取り早く、おたすけ対象をお与えいただける。だってそうでしょ、皆さん。私たちはいったい何のために匂いがけするんですか。信者を増やして教会を豊かにするためですか。それとも自己満足のためですか。悩んだり困っている人を探して、助かってもらうためでしょ。つまり、おたすけ先を求めて布教するんですよ。だったら養育家庭、つまり里親はぴったりですよ。／ 世の中には、私かこうして話している今でも、虐待や離婚、親の身上など、さまざまな事情でひいひい泣いている子供たちがいっぱいいるんです。そういう子供たちをどうかおたすけしてくださいと、わざわざ役人が頭を下げて連れてきてくれるんですよ。しかも養育費が出るから、経済的な負担はかからない。労力だけです。こんなに時代に則したおたすけはないですよ。（『はみだし教会長の朝席咄』P102. 若狭一廣. 2003）

里親教会長が里子を預かる教理的根拠とした「大きなたすけ」の全文を掲げておきます。『逸話編』によればこの話は明治14年8月頃のこととされています。話の舞台である永原村は教祖の生家がある三昧田のすぐ西隣です。そこから「約一里ある小路村」は現在の天理駅から2kmほど西にあります。

現在の「天理教」では、教理的根拠を『逸話編』に求めることが常道になっています。しかし、教祖が語ったとは思われない話もその中にはあります。教祖を中山みきとする「天理教」は、教理的根拠は「おふでさき」「みかぐらうた」に求めるべきでしょう。

## 八六 大きなたすけ

大和国永原村の岡本重治郎の長男善六と、その妻シナとの間には、七人の子供を授かったが、無事成人させて頂いたのは、長男の栄太郎と、末女のカン（註、後の加見ゆき）の二人で、その間の五人が、あるいは夭折したり流産したりであった。

明治十二年に、長男栄太郎の熱病をお助け頂いて、善六夫婦の信心は、大きく成人したのであったが、同十四年八月の頃になって、シナにとって一つの難問が出て来た。それは、永原村から約一里ある小路村で六町歩の田地を持つ農家、今田太郎兵衛の家から使いが来て、「長男が生まれましたが、乳が少しも出ないので困っています。何とか、預かって世話してもらえますまいか。無理な願いではございますが、まげて承知して頂きたい。」との口上である。

その頃、あいにくシナの乳は出なくなっていたので、早速引き受けるわけにもゆかず、「お気の毒ですが、引き受けるわけには参りません。」と、断った。しかし、「そこをどうしても」と言うので、思案に余ったシナは、「それなら、教祖にお伺いしてから。」と返事して、直ぐ様お屋敷へ向かった。そして、教祖にお目にかかって、お伺いすると、／ 「金は何んぼあっても、又、米倉に米を何んぼ積み上げても、直ぐには子供に与えられん。人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない。」／ と、仰せになった。この時、シナは、「よく分かりました。けれども、私は、もう乳が出ないようになっておりますが、それでもお世話出来ましようか。」と、押して伺うと、教祖は、／ 「世話さしてもらおうという真実の心さえ持っていたら、与えは神の自由で、どんなにでも神が働く。案じることは要らんで。」／ とのお言葉である。これを承って、シナは、神様におもたれする心を定め、「お世話さして頂く。」と先方へ返事した。

すると、早速、小路村から子供を連れて来たが、その子を見て驚いた。八ヶ月の月足らずで生まれて、それまで、重湯や砂糖水でようやく育てられていたためか、生まれて百日余りにもなるというのに、やせ衰えて泣く力もなく、かすかにヒイヒイと声を出していた。

シナが抱き取って、乳を飲まそうとするが、乳は急に出るものではない。子供は癪を立てて乳首をかむというような事で、この先どうなる事か、と、一時は心配した。／ が、そうしているうちに、二、三日経つと、不思議と乳が出るようになって来た。そのお陰で、預かり児は、見る見るうちに元気になり、ひきつづいて順調に育った。その後、シナが、丸々と太った預かり児を連れて、お屋敷へ帰らせて頂くと、教祖は、その児をお抱き上げ下されて、／ 「シナはん、善い事をしなはったなあ。」／ と、おねぎらい下された。シナは、教祖のお言葉にしたがって通るところに、親神様の自由自在をお見せ頂けるのだ、ということを、身に沁みて体験した。シナ二十六才の時のことである。

すでに何度か出てきましたが、「ファミリーホーム」というのがあります。これは「小規模住居型児童養育事業」で5～6人の子供の養育施設です。天理教の里親ではこのファミリーホームで養育される里子が約半数を占めています。教会という場がこのファミリーホームに適しているのです。下の文では、ファミリーホームの経営は、収入の確保ができ、里親を職業とするものだとあります。児童の措置期間(18歳、または高校卒業)を過ぎた後の世話も、「個人収入からの積立金」といった形で補える道を確保したとあります。

身体的な病だすけを主に布教してきた天理教は、現在医療技術の進歩によってその道がほぼ閉ざされ、献金が集まらなくなっています。そんな状況において、「しっかりとした収入」が確保できるファミリーホーム運営は非常に魅力があります。

### 里親との相違点②職業化ということ

小規模住居型児童養育事業と里親との最大の違いは「職業化」である。いわばファミリーホームは子育てのプロとして国が認め、その正当な対価を保証するというものである。

養育里親は、児童養護の世界において、要養護児童に家庭環境を提供するためには不可欠の存在であり、その推進が図られてきた一方、その制度上の不備や欠陥も次第に明らかになってきた。その最たるものは、措置費の少なさである。里親はあくまでボランティアではあるが、近年は被虐待児童、発達障害等により養育困難な児童の増加に伴い、一層のスキルアップが求められる一方、その労働対価は著しく低く、とても専門家といえるものではなかった。

また実際の養育現場においても、地域によっては私立高校の授業料は自己負担となったり、塾や習い事は当然里親の個人負担とされてしまう。

仮にそれらが改善されたとしても、児童の措置期間は十八歳または高校卒業までなので、大学の学費や就職準備、自立するためのアパートの敷金などはやはり里親が自己負担する場合がほとんどである。

さらに順調に自立できなかった場合はそのまま実家（つまり里親宅や教会）に留まることとなり、結婚適齢期を迎えれば、当然結納や嫁入り道具も揃える必要が生じる。「元委託児童」である彼らは、当然福祉との関係は切れており、いわば丸裸の状態である。これも「元里親」が負担せざるを得ない。

資金に余裕がある世帯や、一人か二人を育てただけの里親であれば、それも可能であろうが、多人数養育を行っていることが多い天理教里親にとって、何人もの元委託児童の婚姻費用等を負担することは著しく困難になる。

そこでファミリーホームでは、夫婦を養育の専門家として認定し、しっかりとした収入を保証することによってより濃密な養育を期待するとともに、前述のようなケースにも「個人収入からの積立金」といった形で補える道を確保した。（「陽気ゆさんへの道ー天理教社会福祉の百年』P274〈若狭一廣〉.天理教社会福祉研究会.2010）

## 職業として成り立つファミリーホーム

里親には、子供の養育費の他に、里親の所得(収入)として里親手当が出ています。専門里親の資格で、ファミリーホームを運営し、複数の里子の養育をすると、毎月数十万円の収入があり、職業として成り立ちます。右の「予算書のひながた」の人件費は700万を超えています。人件費は「常勤職員1+補助員2」が基準(『ファミリーホーム開設・運営マニュアル』P13)のようで、常勤を会長の妻、補助員を会長、他1とすれば、会長家族の生活費としては十分でしょう。里親手当は2008年以前は小遣い程度でしたが、年々増額されて、現在専門里親では141,000円です。里子を複数預かるファミリーホームでは、里親を職業とすることが可能になります。

### 里親に支給される手当等とは？

令和3年度予算より、里親に支給される手当等の種類および金額は、以下のとおり定められています。

- 里親手当(月額)
  - 養育里親 **90,000円**(2人目以降：**90,000円**)
  - 専門里親**141,000円**(2人目：**141,000円**)
- 一般生活費(食費・被服費など。1人あたりの月額)
  - 乳児**60,110円**、乳児以外**52,130円**
- その他の費用
  - 幼稚園費・教育費・入進学支度金・就職支度費・
  - ・大学進学等支度費・医療費・通院費など

(オンライン里親会「ONE LIVE」より)

### 養育里親の里親手当の増加

2008年以前、36,000円  
 2008年以後、72,000円  
 2021年、86,000円  
 2023年、90,000円

## 予算書のひながた

予算書の例

〇〇ホーム 第2期

### 1. 支出

#### (1) 事業費

	費目	予算額(円)
A	人件費	7,375,840
B	荷造運賃	1,685,696
C	修繕費	333,886
D	設備・什器費	190,212
E	水道光熱費	1,539,164
F	通信費	585,920
G	保険料	105,655
H	研修費	256,618
I	旅費交通費	209,480
J	接待交際費	52,004
K	消耗品費	168,294
L	福利厚生費	50,000
M	車両費	117,099
N	事務用品費	60,162
O	諸会費	60,000
P	雑費	11,020
Q	繰越金	9,000
	合計(1)	12,229,086

#### (2) 事業費

	費目	予算額(円)
①	食費	2,802,288
②	被服費	200,641
③	保健衛生費	23,831
④	教育費	876,075
⑤	日用品費	11,454
⑥	本人支給	372,233
⑦	教養娯楽	453,152
⑧	医療費自己負担	0
⑨	その他	150,000
⑩	繰越金	67,375
	合計(II)	4,957,049

### 2. 収入

	費目	予算額(円)	摘要
ア	FH*補助金	15,000,000	〇〇県
イ	事業補助金	131,000	〇〇県
ウ	財団補助金	0	
エ	寄付金	24,555	
オ	一時保護委託	0	
カ	ホーム職員負担金	1,100,000	
キ	雑収入	31,580	
ク	繰入金	0	
	合計(III)	17,186,135	

\*FH：ファミリーホーム

#### 雑収入内訳

補助要員食費他	30,000
仮受金	0
預金利息	1,580
合計	31,580

総収入(合計III) 17,186,135

総支出(合計I+II) 17,186,135

『ファミリーホーム開設・運営マニュアル』P23.  
 福村書店.2010.土井高德

現在日本の要保護児童は約4万人、そのうち里親により養育されている子供は約1割です。

国ではこの養育率について、「概ね7年以内に乳幼児の里親等委託率75%以上」「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」という目標を掲げています。現状との差は非常に大きいのです。

日本では里親による養育率が低いため、法律の改正ごとに里親の要件が緩和されてきました。天理教に関連することとして、1987年には「里親申込者の性格、**宗教**」という項目が廃止されました。また、経済要件は年々緩和され、「できるかぎり生活に余裕があるのが望ましい」(1948年)という内容から、現在の「**経済的に困窮していないこと**」になり、里親手当も増額されています。これによりファミリーホームのようなその経営だけで生計が営むことができる形態も生まれ、ここでは経済要件そのものがいらなくなるでしょう。

養育里親になるためには、以下の4つの要件を満たす必要があります。

- ・ 要保護児童の養育についての理解および熱意と、児童に対する豊かな愛情を有していること
- ・ 経済的に困窮していないこと
- ・ 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること
- ・ 里親本人またはその同居人が欠格事由に該当していないこと

そのうえで、自身の居住する地域を担当する児童相談所に相談し面接を受け、研修・自宅への家庭訪問調査・審議会等による審査などを経て、養育里親の認定および登録を受けられます。

(オンライン里親会「ONE LIVE」より)



### 新しい社会的養育ビジョン

平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化するために策定されたのが「新しい社会的養育ビジョン」です。／ 様々な理由から親と一緒に暮らすことのできない子どもたちが心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要とされています。

国が目指している「新しい社会的養育ビジョン」に向けて

ONE LOVE オンライン里親会HPより

概ね7年以内に乳幼児の**里親等委託率75%以上**

概ね10年以内に学童期以降の**里親等委託率50%以上**

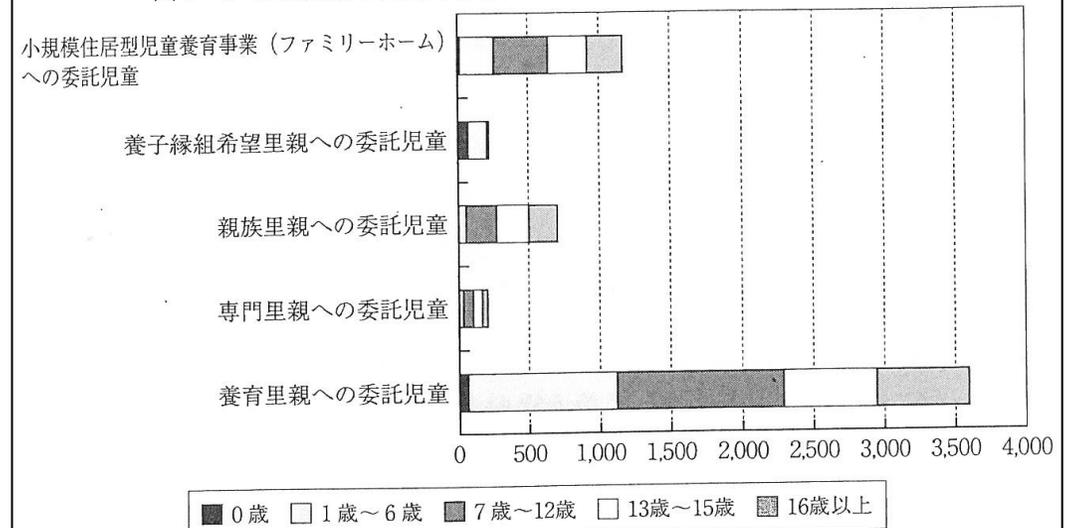
(2) 里親委託児童の状況 / (2)－① 里親委託児童数と特徴

福祉行政報告例によれば、2014年度末時点で全国に里親委託中の子どもは4731人である。図1－4は、里親の種類別に委託児童数を示している。ファミリーホームへの委託児は1172人、養子縁組希望里親への委託児は224人、親族里親への委託児は702人、養育里親委託児は3599人、専門里親委託児は206人である。乳児院入所児童数は2884人、児童養護施設入所児童数は2万7050人であり(2014年度年度末福祉行政報告例)、おおよそ**4万6000人の要保護児童全体のうち里親委託児童は約10%強**を占めるにすぎない。ただし要保護児童数の増加に伴い、里親委託児童数が減少し続けていた底にあたる1999年頃と比べ、里親・ファミリーホーム委託児童数は約2.8倍に増加している(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課2016)。

終戦直後のような孤児とは違い、現代では母や父などの親族のある子どもが一般的になっている。里親委託児についても、調査対象となった4534人のうち52.2%の子どもに両親またはひとり親がある。しかし、この数値はほかの児童養護施設にいる子どもの81.7%、乳児院にいる子どもの96.6%に両親またはひとり親がいる状況と比べると低い値である。里子の家族との交流程度をみると、保護者の状況が不明等も含んだ4534人を分母としているものの、交流なしの割合が72.4%で多数を占める。交流ありでは、帰省7.4%(前回9.1%)、面会14.4%(前回12.8%)となる(厚生労働省児童家庭局2015)。児童養護施設入所児童で交流のない子どもが18%であるのと比較して、もともと**家族との交流のない子どもが里親委託になる傾向がある**ことも推察される。

実親や親族がありながら要保護となった事情はどのようなものなのだろうか。里子の養護問題発生理由は、「養育拒否」16.5%(前回16%)、「父または母の死亡」11.4%(前回6.6%)、「父又は母の行方不明」10.7%(前回14.3%)が主である。一般的に「虐待」とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、里親委託児は全体の37.4%(前回36.7%)である(厚生労働省児童家庭局2015)。背景として、虐待自体の社会的認知が浸透したことによる、虐待問題の顕在化がある。近年、被虐待児の増加により、都市部では児童養護施設の収容人数を超える事態が起きている。その受け皿としても里親は期待されているため、今後そうした子どもたちは増加する可能性がある。(『里親であることの葛藤と対処－家族的文脈と福祉的文脈の交錯』P39.安藤藍.ミネルヴァ書房.2017)

図1-4 里親種別と児童年齢別にみた里親委託児童数(2014年度末)



(出典) 福祉行政報告例より作成。

## 里親認定要件の緩和—「宗教」条件の削除、経済条件の緩和、里親手当の増額

(2) - ③1970年代半ば～1980年代 / ③- (a) 認定要件

1987年の里親制度大改正に伴う改正「要綱」をみてみよう。まず家庭調査項目は、1948年で細かな項目が挙がっていたことと比較すると簡略化されている。/ **「里親申込者の性格、宗教」**「里親申込者が児童を養育しながらそのもとで働かせる」「里親申込者と起居をともしする者の性格」のほか、「里親家庭の社会的信用、家庭内の雰囲気」「里親家庭に対する近隣の評判」「学校の状況及び距離」などの項目は**削除**された。当時の厚生省児童家庭局育成課専門官の山本の解説によると、「子どものためには、調査項目は厳密に細かく厳しくみるべきではないか」など意見は様々であったが、「里親のベース拡大」という理念をふまえ、国の基準としては最低限、一番妥当なところだけを示す方向にしたためだという。「多くの方を里親として認定し、そこに研修とか家庭生活体験事業等に参加をしていただいて、家庭に恵まれない児童に関心と協力を寄せていただく」という主旨によった。/ -中略-

…おおよそ40年ぶりの1987年改正は、里親委託数の伸び悩みを背景とし、里親の認定や養育内容について国は最低限の基準を示すにとどめることにした。里親に想定される家族像は1947年制度創設時と比較して、「実子養育への近似性の削除」「婚姻要件の削除」等により、**「経済的にも社会的にも余裕のある専業主婦のいる庭付きの家庭、…略…そうでなければ里親になれないとしていたのでは問題があるので改正した」**「特別の人だけが里親制度に関係する状況を変えたかった」のであり、固定的な性別役割分業にもとづく中間階級を想定した家族像の緩和であった。/ -中略-

(2) - ⑤2000年代以降 / ⑤- (a) 認定基準

2002年、新たに公布された「要綱」と「里親の認定等に関する省令」には、1987年同様家庭調査の項目という記載はなく、そのかわりに里親認定等の共通事項と、各里親の種類（当時は養育里親、短期里親、専門里親、親族里親）ごとに里親申請の申込書記載内容と添付書類が定められた。また里親認定基準については「里親の認定に関する省令」との対応から、「経済的に困窮していない」「虐待等の問題がないと認められる」「児童買春、児童ポルノに係る行為等、児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上に処せられていない」が付加された（2002年の改正）。ほか、2008年の児童福祉法改正によって、2009年度からは養育里親を養子縁組里親と区別して法定化することになり、認定時・更新時の里親研修の義務化、欠格事由の法定化等がなされた。**「経済的な部分に関しては、「できるかぎり生活に余裕があるのが望ましい」(1948年)から「家庭生活が精神的、物質的に健全に営まれる」(1987年)へ、そして「経済的に困窮していない」(2002年)と、要件を徐々に緩和するとともに里親手当倍額への増額**がなされた。

(『里親であることの葛藤と対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯』P28. 安藤藍. ミネルヴァ書房. 2017)

〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育

「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」という論文があります。天理教の里親については、『天理教社会福祉』『さとおや』などの教内雑誌に天理教関係者のものは多くありますが、これは天理教関係者以外が天理教の里親について論じたもので貴重です。「天理教里親が、自身の里親養育実践に対して、天理教信仰との関連でどのような意味を付与しているのか」を問うています。

本研究は、**里親養育をしている天理教信者—以下天理教里親と表記する—**に注目し、天理教里親が、自身の里親養育実践に対して、**天理教信仰との関連でどのような意味を付与しているのか**、インタビュー調査を元に考察することを目的とする。このことは、里親の一定割合を占める天理教里親に関する研究が まだほとんどない状況において意義深いものとなる。またそこから、宗教や信仰と福祉実践との関係の研究に知見を提供することも可能となり、その点においても意義深い。／ 天理教里親の語りへの分析の結果、以下のことが明らかとなった。第 1 に天理教里親は、信仰に基づいて人助けを実践してきたことを基盤とし、その延長線上で里親養育を開始していること、第 2 に里親の立場性においては、他の里親と異なり〈時間的非限定性〉と〈関係的非限定性〉があること、第 3 にそうした天理教里親特有の〈時間的非限定性〉〈関係的非限定性〉を生じさせているのには、他の里親とは異なる天理教里親特有の、里親養育の〈宗教的文脈〉が要因となっていることが明らかとなった。／ こうした、里親を意味付ける〈宗教的文脈〉の枠組みは、今後の里親研究において／福祉研究において重要となるだろう。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」P111.桑畑洋一郎.『福祉社会学研究.17』福祉社会学会.2020）

2017 年に厚生労働省が出した「新しい社会的養育ビジョン」において、里親養育は以下のように位置付けられた。

**実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で（中略）、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を今から開始する。**（厚生労働省 2017：4）

すなわち、要保護児童の養育を、従来の施設養育から里親等による養育へと移行させていく方針が示された。このことを受けて、里親への社会的な注目も高まっている。／ こうした中、里親中でも特に養育里親の一定割合を占めるのが、本研究で注目する天理教里親である。天理教里親の割合については、日本の養育里親の1割から2割を占める（金子 2013：151）という推計がある。また実際、2016 年時点での天理教里親連盟における里親登録者数は453 名であり（天理教里親連盟編 2016：43）<sup>1)</sup>、2016 年度の登録養育里親数 9,073 世帯（厚生労働省 2018：1）<sup>2)</sup> の約 5%を占めることから、やはり日本における里親養育の一定割合を天理教里親が占めていることは明らかであろう。そこで本研究では、日本の里親養育の一定割合を占める天理教里親に注目し、里親養育に対する特有の意味付与のあり方を見ていくこととしたい。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育」P112）

## 天理教里親のほとんどは天理教の教会

桑畑氏は山口大学に籍を置く研究者です。それでインタビュー対象者は山口県の天理教里親に限定されています。同氏は「里親養育をしている天理教信者」と書いていますが、そのすべてが天理教教会です。

表1 インタビュー対象者（年齢等は2019年8月現在）

対象者	性別	年齢	備考
Aさん	女性	50代	<u>自宅が教会</u> 、ファミリーホーム運営、2019年時点で17年間の里親経験、2018年7月以降4回調査実施、中国地方在住。
Bさん	男性	30代	<u>自宅が教会</u> 、2019年時点で3年間の里親経験、2018年7月以降3回調査実施、中国地方在住。
Cさん	男性	60代	<u>自宅が教会</u> 、ファミリーホーム運営、2019年時点で15年間の里親経験、2018年7月以降3回調査実施、中国地方在住。
Dさん	男性	10代	<u>実家が教会</u> 、曾祖父母の代から実家で里親養育（現在はファミリーホーム運営）を行ってきた、Dさん自身は実子、天理教信者、2019年3月に1回調査実施、中国地方在住。

（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」P115）

## 天理教里親の研究論考

八木三郎氏は天理大学准教授、同おやさと研究所研究員（論文発表時）で、「社会的養護における天理教里親の意義」という論文を『天理大学おやさと研究所年報.17号』（2011）に発表しています。金子珠理氏は天理大学おやさと研究所研究員（論文発表時）で「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」を『ケアとしての宗教』（明石書店.2013）に載せています。「桑畑洋一郎（2019）の論考」というのは、「天理教里親における信仰との距離」（『やまぐち地域社会研究.17』）のことです。

天理教里親に関する研究に限定すると、その数はより少なくなる。管見の限りでは、天理教里親が社会的養護全体において果たしうる機能を天理教の教義との関連で検討した八木三郎（2011）の論考と、天理教里親が宗教的ソーシャル・キャピタルの構築・拡大に貢献する可能性を指摘した金子珠理（2013）の論考、また、天理教里親に関する今後の研究の方向性を予備的に示した桑畑洋一郎（2019）の論考しかない。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」P114）

桑畑氏は天理教里親では〈時間的非限定性〉を生じさせていることが特徴であると指摘しています。天理教里親における〈時間的非限定性〉とは、里子の養育期間が終わっても、「里親—里子関係が、教会運営者—信者関係へとスライド」したり、非信者であっても教会に出入りしやすいということ、もう一点は、「教会の継承に伴って、里親養育も継承することがある程度自明視される状況が天理教里親にはある」ことだといいます。天理教教会はほぼ世襲制で、次の代に引き継がれていくということです。

つまりは、布教そのものを直接の目的として里親養育を行うわけではないにせよ、里親養育は人助けや、さらには布教も含めた信仰活動の一環である。これは 3.1 で見たこととも重なる。またそのために、里子が結果として天理教信者となることも多い。こうしたことが基盤となって、里親養育が制度的には終わった後も、里親—里子関係が、教会運営者—信者関係へとスライドし継続されていくことも多いということである。もちろん全ての里子が天理教信者となるわけでもないが、非信者の元里子とも、里親養育終了後関係が継続することも多い。D さんも先の語りで「基本は」と語っており、非信者の定期的訪問もあることが推定されるが、より明確に C さんは以下のように語る。〔里親養育が終わった後でも〕相手〔里子〕から切らん限り僕はいつでも オープンですので。ある子なんて勝手口から入ってきますよ。「ただいま」って。（中略）施設よりも里親の方が絶対いいなと。帰る家がある。施設育ちで施設出身は、何かあったときに帰る家がない。（C さん：2018年11月9日） C さんのこの語りにあるように、あるいは先の A さんの「うちはなんぼでもおってええ」にも現れているように、天理教里親は、信仰に基づいたある種の家族—3.3で詳しく見る「教会家族」—として里子を捉えている。そうしたところから、天理教里親における〈時間的非限定性〉が生じていると思われる。また、こうした〈時間的非限定性〉は、里子の離家を自明視しない形（A さん）としても、里子が離家しても里親家庭に適宜参集する形（D さん・C さん）としても現れ出ている。さらには、安藤の指摘したものとはややずれる、別の〈時間的非限定性〉も天理教里親にはある。それは、天理教里親が、実子らに里親養育を継承させようとする意識に起因する。A さんが以下のように語る通りである。〔「里親をいつまで続けるか」という質問に〕実子がそのまま〔里親を〕やってくれたらいいかなって主人は。娘が。〔「娘が跡を継ぐことに対して A さんはどう思うか」という質問に〕「ああどうぞどうぞー」って感じで（笑）。「助かるー」とか言って。（A さん：2018年7月2日）また、この A さんの語りと同様のことを、天理教里親養育を行っている家庭の実子である—つまり継ぐ側である—D さんも語る。補足的なものとして取り上げておきたい。僕の兄〔長男のこと。D さんは次男〕に教会を継ぐことを 1 回聞いたことがあるんですよ。そしたら「俺はやろうと思ってるよ」みたいな。〔「兄も里親をやる可能性があるのか」という質問に〕あると思います。（D さん：2019年5月21日）つまり、教会の継承に伴って、里親養育も継承することがある程度自明視される状況が天理教里親にはある。このように、安藤が指摘したものとは別の意味のものも含めて、天理教里親は「時間的限定性」をそれほど強く認識しない。またその要因としては、「おたすけの一環である」という認識や後に詳しく見る「教会家族」的な認識、あるいは教会の継承に関わる認識—すなわち天理教信仰を基盤とした里親意識—があると思われる。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育」

## 天理教里親の特徴②—〈関係的非限定性〉—「親／仕事」という葛藤がない—里親活動は「おたすけ」の一つ

続いて注目するのが、天理教里親に見られる、〈関係的非限定性〉である。安藤は、里親が親であり支援者・仕事であるといった里親特有の感覚と、そこから生じる自己のゆらぎを「関係的限制性」とした。里親養育を、親／仕事のいずれとも割り切れない葛藤が里親にはあるということである（安藤2017：139-216）。／ 他方以下に見ていくように、天理教里親における里子との関係に関する葛藤は弱いように思われる。これは、天理教里親が、自身を里親養育のみを行っている者としてではなく、信仰に基づいた多くの人助けの一環として里親養育も行っている者として自己規定していることに起因すると思われる。こうした自己規定は、3.1 で引用した B さんの語りにも現れているが、他にもたとえば C さんは以下のように語る。／ 「里親養育以外の相談もあるのか」という質問に対して「受け入れの最年長は 80 何歳かな？（中略）中学校 2 年生ぐらいから 40 年間ひきこもりの人と、その母さんは 80 何歳のおばあさんになってしまっていて認知症を患ってしまっていて、生活困難になってしまっていて。おばあちゃんには施設に入ってもらって、娘さんにはひきこもりから立ち上げられるように、病院で治療を受けてもらう、というのをやっていきたいんだけど、おばあちゃんの施設がまだ空かないから、「空くまでの間ちょっとお願いできますか」と〔行政が〕言うんで、ここで受け入れて。（C さん：2018年11月9日）

つまりは、3.1 でも見たように、天理教里親において里親養育は、信仰に基づいた人助けの一環であり、里親養育のみに特化している感覚はない。むしろ困っている人を助けるためであれば、里親養育以外のことにも積極的に乗り出していく。天理教里親においては、親／仕事以前に宗教者として自身が里親養育を行っている感覚があるために「関係的限制性」は希薄となり、結果、「自分が実践する里親養育は、親／仕事のどちらなのか」という自己のゆらぎが薄れるということである。こうした、里子との関係における自己のゆらぎの薄さを本研究では〈関係的非限定性〉とする。この〈関係的非限定性〉をより明確に示すのが B さんの語りである。／ 「B さんの家は」ひいおばあさんから天理教の教会やっています。（中略）で僕も（中略）大人になってやりだして。（中略）駅でチラシ配ってね、「何か困ったことないですか」とか、若い子見つけたら「今何してんの？ 学校行ってんのか」と話したりとか。そんな会話してね。まあずっと声かけしてるんですね。（中略）今おられるあの人〔B さんの家にいる住み込みの人〕はパーキンソン病という難病抱えておられて。あと他にもうちには住み込みさんが他に 2人いるんだけど、その人たちは家族と縁が薄くなってしまってどうしようもなく家もなくというような人、そういうような人も声かけて受け入れて一緒に生活をするところから始めたり。（中略）いろんなことをしますね。そういうことを毎日毎日やってること、里親もまあ1つというか。そんな感じですね。（中略）〔人助けの〕一部分としての里親という感じで。（B さん：2018年11月7日）／ また、天理教里親の手記が集められた書籍にも、以下のような文章がある。／ 天理教の教会では昔から、難渋な状態にある人を受け入れて親身にお世話をしてきました。里親活動も、天理教の信仰者にとっては、そうした「おたすけ」の一つなのです。（道友社編 2010：3）／ このように天理教里親においては、「毎日毎日」の「おたすけ」の一環としての里親養育という感覚がある。そのために、「自分は親として里親をやっているのか、それとも仕事としてやっているのか」というゆらぎはさほど生じず、「自分は信仰に基づいて里親をやっている」という、相対的に明快な感覚—〈関係的非限定性〉—が生じるのであろう。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育P123）

3.3 天理教里親における第3の文脈 / それでは、天理教里親における〈時間的非限定性〉と〈関係的非限定性〉は 何を背景に生じるのか。そのことを確認するために、天理教里親における2つの非限定性をより詳細に注目しながら考えてみたい。Bさんは里子と自分との関係を以下のように語る。〔里子との関係は〕答えとしては家族。だけど、(中略)俺の場合は、俺のおかん〔Bさんの母〕がおかん〔里子にとっての母親〕やん。俺は〔30代という年齢からして〕おとん〔里子にとっての父親〕じゃないやん。だけんさ、難しいけん、〔里子には〕「Bさん〔下の名前〕」って呼ばせてたし、(中略)うちの母のことは「会長さん」〔天理教の教会長〕って呼んでたし。だからいわゆる、里親で預かって、「そこが家族でそこがお母さんとお父さんですよ」みたいな関係性ではやってない。ただ俺たちは家族だよって、いう風にやってるので、ちょっと特殊かもしれないね、そういう意味では。(中略)お父さんお母さんって感じではないけども、境界にいる。(Bさん：2018年11月7日) 1.2 で見たように、安藤は、里親というものが「家族的文脈」と「福祉的文脈」が交錯する場であるために、「時間的限定性」と「関係的限定性」が生じることを指摘した。Bさんの語りからは、安藤が指摘したのと同様に、天理教里親においても、里子との関係を「家族的文脈」に置いて意味付与するあり方が見られる。こうしたことは、3.2.1 で見たことでもある。また、やはり安藤が指摘したような(安藤2017：147-59)、自身の里親養育実践を、施設との対比を通して一すなわち「福祉的文脈」の中に里親養育を置いた上で一肯定する語りが、天理教里親においても見られる。うちは里親やから、「なんぼおってもええよ、ええよええよ」って言っとるけど、施設なんかはもうびしと期限切っとるからね。(Aさん：2018年7月2日、再掲) 以上のように、この点においては天理教里親もその他の里親と類似するように一見思われる。ただし同時に、他の里親と異なる天理教里親特有の感覚もまた存在するようである。それはBさんが、「答えとしては家族」だがBさんの母が「会長さん」と呼ばれていたと語ることに象徴的に現れている。つまりは、里親と里子は家族的な関係性ではあるのだが、宗教的な関係性の影響を受けた上での家族と意味づけられているのである。これは元々天理教自体が、天理教では、教えを伝えたものと伝えられたものとが、信仰の上での親子の関係に擬して考えられている。この関係は、組織としての教会にも適用され親子関係を形成している。(井上ほか編1990：144-5)という、疑似家族的な関係性に基盤を置く宗教であることに起因しよう。またこうした疑似家族的な関係性は、天理教里親の手記においても、天理教の信仰者にとって、里親と子どもの出会いは単なる偶然ではなく、神様が絆を結んでくださった“たましいの家族”であると受けとめている(道友社編2010：2)と示されるように、里親養育にも適用されている。つまり、天理教里親が里親養育を家族として捉える際には、血縁家族的な類推からの意味づけのみならず宗教的な家族としての意味づけもなされているのである5)。言うならば、「家族的文脈」と「福祉的文脈」とは異なる第3の文脈が、天理教里親における里親養育に対する特有の意味付与を導いている。本研究ではこの第3の文脈を、〈宗教的文脈〉とし、安藤の「家族的文脈」の定義(安藤2017：6)を援用し、「自身の信仰する宗教上の規範が、行為の解釈資源として作動しやすい領域、状況」と定義することとしたい。天理教里親が行う里親養育実践はこうした〈宗教的文脈〉の中に置かれ意味付与されていると思われる。▽

㍶ こうした〈宗教的文脈〉の存在とその影響力の強さを象徴的に示すのが、先にも少し言及した、**天理教における「教会家族」という概念**である。たとえば天理教里親に対する里親養育の指針を示す『お道の里親ハンドブック』において、**委託された子どもの多くは自立した後も教会家族としてかかわり続け、ようぼくになる人も少なくありません。中には里親になったり教会長になった人もおられます。**（天理教里親連盟編 2018：16）とあるように、この「教会家族」という概念は、**教会を中心とした、血縁関係によるものとはまた別の家族的集団のことを指す。**この「教会家族」概念は、天理教里親の手記等でも頻出するものであり（たとえば（道友社編 2010：203）など）、天理教里親にとって自身の里親養育実践を意味づける際に重要な概念となっている。この「教会家族」概念に象徴されるように、**天理教里親には、自身の里親養育実践を意味づける特有の文脈としての〈宗教的文脈〉が存在している**と思われる。（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」P123）

## 里親養育実践における〈宗教的文脈〉の社会的機能に関する考察の必要性

関連して本研究の結果から導き出された今後の課題もある。

第1に、**里親養育実践における〈宗教的文脈〉の社会的機能に関する考察の必要性が課題**として挙げられよう。本研究の射程を超えるので詳細な考察ができなかったが、3.2.1で引用した若狭一廣の言葉にもあるように、天理教里親も含めて、信仰に基づく福祉実践が布教と重なる部分があることも事実である。しかしながら、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成十四年九月五日厚生労働省令第百十六号）第5条において「里親は、委託児童に対し、（中略）委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない」と規定されており、また、**「児童の権利条約」第14条**においては**「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」**と規定されている。もちろん天理教里親が、里子に対して信仰を強制することはないだろうが、養育する側とされる側という非対称性を考えると、**里親養育が〈宗教的文脈〉を持つことが児童の成育にどのように影響しているのか検討することは重要な意味を持つ**だろう。またこの点においても、養育里親として少数の子どもを養育している場合と、**宗教的施設を基盤としたファミリーホームで養育を行っている場合との差異が影響を及ぼしてくる可能性もある。**加えて、荒井英子（1996）が、**ハンセン病療養所でキリスト教信仰が広がったことによって隔離政策の非人道性が見えにくくなった**ことを指摘したように、**〈宗教的文脈〉が福祉実践の問題性を覆い隠す**こともある。白波瀬達也（2015）がホームレス支援を事例に宗教の社会貢献を検討したのと同様に、「宗教と結びつきのある組織（Faith-Related Organization: FRO）」（白波瀬 2015：4）が里親養育／社会福祉を実践することの機能と逆機能を、里子等利用者側への調査も交えながら考察することが必要となるだろう。このように、**天理教以外の宗教も含めた信仰と福祉実践との結びつきとその帰結を、それぞれの福祉実践の形態に即して考察することも重要な課題として挙げられる。**（「〈宗教的文脈〉に置かれる里親養育—天理教里親へのインタビュー調査をもとに」P130）

## 「ハンセン病療養所でキリスト教信仰が広がったことによって隔離政策の非人道性が見えにくくなった」ことの事例

本書は、「信仰と人権の二元論」こそ、近代日本のキリスト教「救癩」史の根本問題と認識し、その根を探るために、特に小川正子と『小島の春』現象を取り上げた。結論として、この「信仰と人権の二元論」の根は以下の二点に絞られる。一つは天皇制とキリスト教との関わりである。既に論じたように、近代日本の救済・慈善事業は、天皇による恩賜あるいは慈恵を理念としていた。ハンセン病患者を始めとする、地域や親族の相互扶助を得られない「無告ノ窮民」は、救いは常に超越的権威の所持者である天皇の恩恵と認識させられ、この救済制度への国民としての権利意識を持ち得ないように仕向けられていった。またその事業に携わる人も、天皇による慈恵政策の枠を超えては何事もなし得なかった。というよりは、枠を超えることなど考えもしなかったというほうが正確であろう。／ こうして、明治以降の救済事業は慈恵主義を理念として展開していくが、「救癩」事業にとって特に注目すべきは、皇后の果たした役割である。国立の療養所のみならず、キリスト教主義の病院や施設においても、園長・医師・看護婦等は競って自らの献身を貞明皇后の「皇恩」と結びつけ、**「神」と「皇后」は入れ替え可能**なほどであった。実に、当時の多くのキリスト者が書いた「救癩」啓蒙活動の文章は、貞明皇后(※大正天皇の皇后)への「信仰告白」といっていいような様相を呈している。／ また、直接天皇ではなく皇后が前面に出ていたことは、「救癩」に女性の銃後動員を図る上で極めて有効であった。この皇后の役割の雛形として、小川正子は皇后の「御珍念を奉戴」し、「婦人の救癩戦士」として「祖国浄化」の使命に殉じていったのである。銃後報国を第一義とした戦時期のキリスト教が、このような「民族浄化＝救癩」活動を批判する視点など持ち得なかったのはいうまでもない。いずれにしても、天皇(皇后)の慈恵による国家の救済事業が、構造的にも内容的にもキリスト教「救癩」事業を包摂するにまかせて、それとの融合を第一とし、そこに信仰の活路を見出していったキリスト教にとって、「信仰と人権の二元論」は当然の帰結であったといわなければならない。

もう一つの根は、キリスト教側の「らい病」あるいは「らい病人」観である。古来キリスト教では、一方において「らい病」を罪のメタファー(※隠喩)として聖書を解釈してきた。聖書の時代から中世・近代を経て今日に至るまで、「らい病人」は「罪人」のメタファーであった。小川正子が私淑していた無教会の指導者塚本虎二も、人間の根源的な罪深さ、救いようのなさを語るのに、あらん限りのハンセン病の症状を挙げて、「腐爛し果てたる道徳的癩病人」の「絶望的症状」を説明する。そしてこのような「浅ましき姿」をもって、「自分が罪人の首であることを知り、「ただ神にのみ絶対に自分を任せるときに、すべては始まる」と説く。／ しかし、罪人のメタファーでしか存在をゆるされない者の人権を、いったい誰がどうやって取り戻すというのだろうか。人権とは無縁の、憐れみの対象としてしか存在をゆるされないというのは、まさにあの天皇の慈恵政策と同じ思想の枠組みである。近代日本における、天皇の慈恵政策とキリスト教の「救癩」事業の理念とは、このようなかたちで見事に重なり合う。「信仰と人権の二元論」の根は、「らい病」あるいは「らい病人」をめぐる、このような聖書解釈そのものの中にもあることを、重ねて指摘しておきたい。(『ハンセン病とキリスト教』P187. 新井英子. 岩波書店. 1996)

小川 正子 (おがわ まさこ、1902. 3. 26 - 1943. 4. 29) は日本の医師。手記『小島の春』で知られる。／ 1932年、希望して長島愛生園に勤務、光田健輔の指導を受ける。ハンセン病在宅患者の収容に赴き、その状況を『小島の春』に著した。同書は、その文学的価値が高く評価されて映画化し、「小島の春現象」を産んだが、一方でハンセン病に対する偏見を強化し、無らい県運動に加担したとする批判もある。(フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』より)

里親をする  
天理教教会の特徴

金子氏は天理大学おやさと研究所員という立場で、教外の出版社発行の本に天理教里親についての論文を載せています。まず、里親をしている教会の特徴がまとめられています。次に里親活動は教会を活性化すると言います。おつとめの時間以外ほとんど人がいない教会が多い中で、子供が数人入ってくれば、それだけで動いている感じを与えます。さらにファミリーホームが天理教教会と相性がいいという指摘をしています。

天理教教会の特徴の一つを表すものとして、「キリスト教の教会には応接間しかないが、天理教の教会には居間も食堂もある」という説明の仕方がある。自宅から教会へ通勤する牧師とは違って、天理教では祈りの場（神殿）と生活の場とが一体化しているのである（ジェンダーの視点からの批判的検討についてはここでは触れないでおく）。

天理教の教会は、全国に159ヶ所ある「大教会」のそれぞれの系統下に「分教会」（全国で16,661ヶ所）、さらにその下に「布教所」（全国で17,882ヶ所）が配置されている（2012年3月現在）。教会の成立にかかわる縦の系統が重視されているため、毎月教会長は、上級教会や天理教教会本部（奈良県天理市）へ参拝するのが習いとなっている。このように地域での教会同士の横のつながりよりは、上級教会との縦の関係が重んじられる傾向があるなか、教会で里親活動を行うことにはジレンマも少なくないが、後述するように、必ずしもそれが教会にとってマイナス面となるばかりではない。

教会が里親活動をする場合、多くはこの中間的な存在である、自由裁量が比較的容易な「分教会」レベルでなされていることが多い。「分教会」と言っても規模も機能も様々で、広い神殿を有し、教会長家族以外の「住み込み人」（同居する信者）の部屋を多く抱えるところもあれば、建売住宅の一室にささやかな「神様の間」があり教会長家族だけで暮らすところもある。 里親活動を行っている教会は、ある程度規模が大きく、また財政的にも安定して余裕のあるところが多いようである。教会建物が広ければ、兄弟がバラバラにならず一緒に預かることも可能となる。個室が確保しやすいので、今まで一般家庭にいた児童がいきなり施設に行くのとは違ってギャップも少なく済むという利点もある。また里親単体での養育はともすれば閉鎖的になりやすく、時には虐待の危険性を抱えるが、教会には常に家族以外の「住み込み人」や出入りする信者などの目があり、その風通しの良さは虐待防止の機能を併せ持つであろう。教会に出入りする様々な人の存在は、里子の社会性を養うばかりではなく、教会長夫妻が不在のときの留守番や家事等の手伝いなどという実質的な支援にもなる。レスパイトケアという正式な形でなくとも、教会同士のネットワークで気軽に児童を一時他教会に預かってもらえる関係がすでにできていることも、教会独自の人間関係資本となっていると考えられる。さらに次節で見るように、措置期間が切れる満18歳以降の里子への精神的・経済的支援や、法的にはその義務のない実親まで含めた幅の広い支援（おたすけ）を行うキャパシティを備えていることも、天理教里親の特徴となっている。（「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」金子珠理『ケアとしての宗教』P161.明石書店.2013）

**教会の活性化** / 庄司順一らの調査によれば、世間一般の里親家庭の仕事形態を見たところ、里父にかんしては自営業が21.8%となっており、全国の世帯業態推計値における自営業の比率12.9%よりも高くなっていることが分かる。自営業では父親がいくら忙しくとも家庭の近くに常にいることが里親をしやすくしていることが推測できる。部内教会〔大教会にとっては分教会、分教会にとっては布教所。上級教会の逆の意〕を抱えて、副業する必要のない位の規模の天理教教会は一種の自営業とみなすことができる。このような比較的財政的に安定した教会に対する信者の眼差しは、「自分のことだけしていればよいから結構だ」となるのだが、その教会が里親をはじめることによって社会的意義や公益性を提示するや否や、そのような信者の不信の眼差しにも変化が現れ、教会の本来の機能が回復することが報告されている。愛知県のある分教会では、「里子の運動会と大教会の月次祭の日程が重なったとき、うちの会長さんがもちろん運動会を優先すると宣言されたのには感動した。会長、よくぞ言ってくれた。」という具合に、信者と教会長との信頼関係も深まっていく。/ このように里親活動は社会的意義を持つばかりではなく、教会の活性化にも貢献しているのである。里親たちが、「里子の世話取りをしているうちに、教会にたすけ道場としてのムードが出てきたのではないか」「難渋だすけの道としてお与えいただいた里親活動、地域だすけの接点としての神様のご用は数限りない」と述べているように、教会内外への波及効果も大きいと言える。（「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」P164. 金子珠理）

**ファミリーホームの制度化** / そして今最も注目されているのが、里親によるファミリーホーム事業である。これは、社会的養護の必要な五、六人の子どもたちを、親代わりとなる人の住居で育てる里親制度の新たな形である。大家族での家庭生活を通して、子どもたち同士の成長を促すことを主な目的としている。これまでも都道府県や政令都市などで独自に制度化されていたが、2009（平成21）年には「小規模住居型児童養育事業」の名称で国の制度として創設された。児童養護施設にも、五、六人のグループホーム形態で運営されている小舎制のものがあり、これとファミリーホームは混同されやすい。両者の違いを若狭一廣は次のように説明している。「どちらも一般的には〈一軒家〉を利用し、夫婦である職員が住み込みで子どもたちのケアを行うが、小舎制の職員はあくまで住み込みの職員であり、休日には自宅に帰り、そこには家族もいる。一方、ファミリーホームは自宅を提供することが前提であるから、職員は別の場所へ帰るといことがなく、その家族も当然同居となる。」〔若狭2009. 61 - 62〕。お互いに逃げ場のない環境にいるからこそ、真の家庭環境が提供できる、というわけである。自宅であるから親戚や縁者の訪問もあり、児童の社会性を養うのに適した環境となり得る。/ ところで、若狭が事務局長をしている日本ファミリーホーム協議会（当時里親ファミリーホーム全国連絡会）が2007年に行った多人数養育里親にかんする調査の結果、大半が天理教里親であったという。これら既存のファミリーホームを国の正式な制度へと位置づけていく際に、若狭や土井高德をはじめとする天理教里親関係者の尽力が大きかった。実際に2010年3月時点で、全国で53ヶ所が登録、運営されているが、そのうちの約三割が天理教教会である〔2011年12月時点で全国で145ヶ所となる〕。このことからすでに天理教の教会とファミリーホーム事業との相性の良さが窺われるが、もちろん天理教以外の里親単体やファミリーホームもたくさん存在し、天理教にしか里親活動はできないというわけではない。しかしファミリーホームにとどまらず天理教において里親活動がなぜ可能なのか、その精神的、物質的基盤の独自性や特殊性を次節で詳しく考察しよう。（「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」P155）

## 「宗教的、信仰的」養育とみられる「おつとめ参加」の問題

金子氏は、天理教里親の問題として、「おつとめ」への参加の是非を挙げています。桑畑氏も天理教ではこの問題を「規則正しい生活習慣を身につけさせる」ためと位置付けているとしています。教内でも「おつとめ参加」を宗教儀礼への参加とすることははばかられているのです。

「おつとめ」の問題 / 一方で、天理教教会への里子の委託にあたって問題になるのは、**教会で毎朝夕に行われる宗教儀礼、「おつとめ」への参加の是非**である。もちろん宗教の強制が里子にあってはならないし行政からも委託のさいに説明が行われるが、上述のように難しい子どもも積極的に引き受けてきたことで築かれた行政との信頼関係もあって、行政からも一定の理解が得られているという。直接的には**里子のおつとめ参加には、「おつとめの手が揃う」という教会側の利点**もあるが、ある教会長によれば「今の世の中、**家族が皆同じ方向を向いて、何か同じことをするっていうことはない。教会だからこそおつとめを通して家族が同じことをする機会を提供できるから、家庭的な雰囲気にも恵まれなかった子どもにはよいのではないか**」と言う。また「おつとめそのものに癒しの効果があるのではないか」との見解もある。実際、教会において**里子におつとめ参加を求めているところが圧倒的に多い**が、そういう場合でも本人の意志を尊重する配慮がなされている。「おつとめの時間には必ずその場に来てもらうが、そこで実際におつとめするかしないかは本人まかせにしている。そこで寝ていてもよい」という具合である。（「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」P163）

## 宗教的なものとは別の意味を付与される「おつとめ」—規則正しい生活習慣を身につけさせる一助として

神殿において信仰対象に対し祈り参拝を行うため、「おつとめ」が宗教儀式であることは間違いないのだが、天理教里親においてはこの儀式に里子が参加することの正当性を保持するために、「おつとめ」に対して宗教的なものとは別の意味を付与することが行われている。それは以下のインタビューからもうかがえる。 / **ここ〔神殿〕で朝晩のおつとめをして、子どもたちの精神の注入してあげるという場面が一番しやすい場所。正式な形で思いを伝えるということをここで、立派な大人になってほしいから。**（Cさん：2018年11月9日）—中略— / 「おつとめ」を、宗教儀式ではなく“家族らしさ”を子どもに提供するためのものとして位置づけるこの理路は、天理教里親にある程度共有されている。他の里親も、 / **心に深い傷を負った子どもたちを預かるには、毎日安心して暮らせる家庭的な養育環境を整えるだけでは十分ではない。それ以外に、心の傷を癒す“治療”と“育て直し”が必要なのだ。そのために、教会では子どもたちに規則正しい生活習慣を身につけさせる一助として、朝夕のおつとめ参拝を促している。**（道友社編 2010：144『たましいの家族の物語』） / と、「おつとめ」を、子どもの「“育て直し”」と位置付ける。 / このように、「おつとめ」を、宗教儀式ではなく“家族らしさ”を里親養育において確保するための教育的手段とする理路が、天理教里親養育においては特徴的に見られる。言うならば宗教儀式である「おつとめ」から宗教色を除き、“家族らしさ”で意味づけし直す実践がここには存在する。そうすることで、**里親養育における実質的な宗教儀式と里親養育を両立させることの正当性が保たれている面がある**と思われる。（「天理教里親における信仰との距離」『やまぐち地域社会研究. 17』P39. 桑畑洋一郎. 2019）

八木氏は天理大学おやさと研究所員で、その年報に発表しています。教内向けといえるでしょうか。

社会的に高い評価を得ている天理教里親が教内ではその評価がいま一つという、否定的な意見も少なくない。これについては、教会長であり、長年里親として、またファミリーホームに関わる若狭一廣は、「お金が絡む里親は教会としてやらないほうがいい。まして、職業里親は子どもを食物にしているのではないか」等のネガティブな考えが教内にはいまだに根強くあることに触れ、このことが天理教里親を推進する上で大きなバリアになっていることを指摘している。天理教の教会が里親には適するとの社会的評価をもらいながら、いっぽうでは若狭がいう否定的に里親を見ている意見も教内には存在する。

**6.天理教の福祉観とその実践** / 先述する天理教の里親活動について佐藤浩司は、「教会の役割が、社会の多くの難儀を引き受けることであるなら、現代の社会問題である、親の庇護を受けられない子どもを預かることは、非常に大切な役割の一つであるが、引受けてその難儀の元になるものをたすけていくということが重要になる」と里親に関わる教会の使命と役割について述べている。 / しかし、現実には里親活動を含め、その他の福祉活動に教会が関わる際、「おたすけ」活動の一環としながらも周囲の評価は賛否両論であり、福祉活動に直接教会が関わることを良しとしない否定的意見が存在する。このことにより、おたすけ活動を実践する側の教会自身もジレンマに陥り、躊躇する側面があるように筆者には思える。 / 果たして、教会が福祉活動に関わる際、どのように捉えるべきなのか、ここは大変重要な部分である。 おふでさきに / **月日にわんげんにしめかけたのわ よふきゆさんがみたいゆへから(十四25)** / という一首がある。これは親神が人間を創造された根元の思いを表現されたものであり、信仰の究極の目標を教示している。この「よふきゆさん」の意味は、換言すれば我々一人ひとりの信仰生活の通り方を表し、それは取りも直さず「陽気ぐらし」の実践を意味している。この歌は信仰生活のすべての部面に通ずる指針でもあるが、殊に天理教の福祉活動を考える上でも重要である。何故ならば、福祉とは幸せを考えるステージであり、その幸せは天理教の言葉で示すならば陽気ぐらしに繋がる道筋であるからである。陽気ぐらしとは、親神の待ち望まれる実践世界なのである。故に陽気ぐらしの実現には「をや」の思いを知ることから始まる。その神の存在、思いは教祖によって知り得ることであり、それ以外にはあり得ない。その教祖の言葉、行いを通して陽気ぐらし実現の上で人間存在の根元をまず、理解することが陽気ぐらしの基本的要素となる。v

二代真柱様は教内、ことに教会の経営する社会福祉施設に対して、しばしば警鐘を鳴らしてくださっていたそれは「教会長本来の姿を忘れて社会事業屋になってはいかん……」というお仕込みである。教内施設関係者やその他もろもろの会合にあたって、いとも適切にお話しいただいたのであるが、このお仕込みを曲解して、天理教人が社会福祉事業を手がけること自体が道の邪道なりという風潮が、前記の結果論に立つ教内与論と交錯して、ますます波及していったことも事実であったと思う。

しかし二代真柱訓話集のすべてを読み返してみると、決して社会福祉事業そのものを否定したり疎外されたということの片鱗さえもうかがえないのである。お仕込みくださったことからは「物や金や経営の魅力にとりつかれ、安易な道を選ぶ事業屋に落ちこんでしまっはいかんぞ……」という親心であり、苦労を回避して安直な道を選びやすい人間の俗を指摘されたのである。 (『社会福祉のてびき(82年版)』「天理教の社会福祉活動」大久保昭教.道社.1981.P10)

## 【教理の矛盾】 陽気ぐらし、朝起き、正直、はたらきは、大正期に作られた教理

次に、その陽気ぐらしを具現化する方途として、教祖は更に分かりやすく提示している。それは、「朝起き、正直、働き」或いは「やさしい心になりなされや、癖性分をとりなされや、人をたすけなされや」等といつか具体的な日常生活の実践となる信仰生活の角目を示している。この教えを実践する個人の主体的な努力なくして、陽気ぐらしの実現はありえない。

また、世界中の人間は陽気ぐらしをさせてやりたいという親神の思いによって創造された神の子であると同時にすべての人間は親神のもとに存在する「兄弟・姉妹（きょうだい）」なのである。人間は決して一人で生きている訳ではなく、親神に繋がる「一れつ兄弟・姉妹」として生き、生かされ、その関係性においての人間存在なのである。その一れつ兄弟・姉妹が互いに助け合う姿は、親神の思いでもある。その具体的実践が、上下・隔てのない等しく、一れつの関係性における神の子としての「互いたてあい、たすけあい」なのである。

おふでさきに、

せかいぢう神のたあにハみなわがこ 一れつハみなをやとをもゑよ (四79)

せかいぢういちれつわみなきよたいや たにんとゆうわさらにないでや (十三43)

このさきハせかいぢううハ一れつに よろづたがいなたすけするなら (十二93)

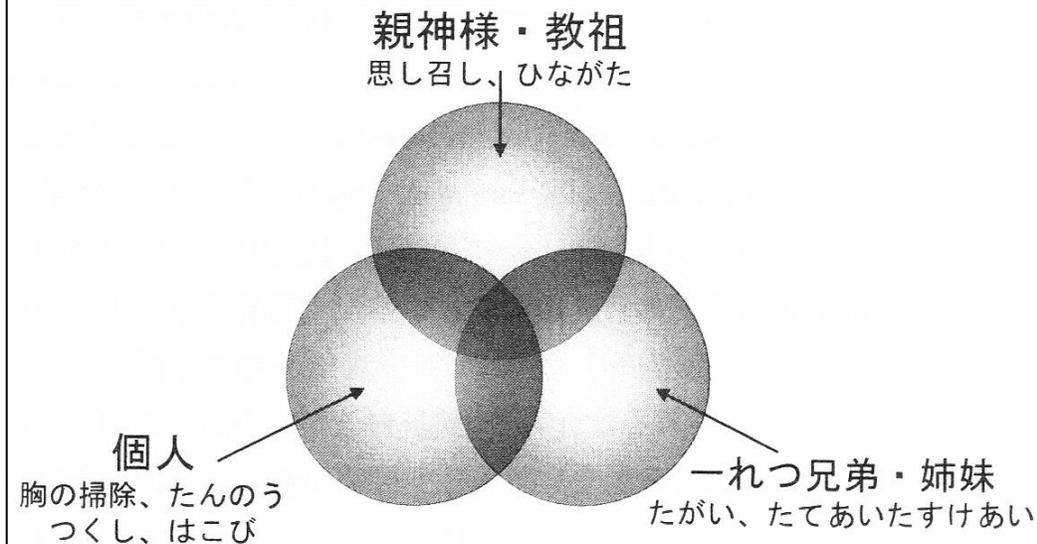
月日にもその心をばうけとりて どんなたすけもするとをもゑよ (十二94)

とあるように、これらが陽気ぐらしの実現の上で欠かすことのできない必須の要素であり、天理教の福祉活動実践の根拠となる重要な福祉観(図⑨)であると筆者は考える。／ いずれにせよ、教内での里親活動を推進する上で、**教会活動と里親活動との教理的整理が不可欠**であり、そのことが今後のおたすけ活動の展開の上で重要な要素となっている。(「社会的養護における天理教里親の意義」P51. 八木三郎. 『天理大学おやさと研究所年報. 17号』2011)

八木氏が教理説明に用いている「陽気ぐらし」「朝起き、正直、はたらき」という教語は大正初期に作られたもので、教祖中山みきの教えではないと思います。これは天理教機関誌である『道の友』を年代順に読んでいくと分かります。

「陽気ぐらし」という言葉は、「おふでさき」にある「陽気づくめ」の替わりに用いられるようになったものです。また、「朝起き、正直、はたらき」は工場労働者の通俗道徳として生まれたものです。

天理教は、現行教理と教祖の教えが異なるという決定的な矛盾を抱えています。



図⑨お道の福祉観(陽気ぐらしへの3要素)筆者作成

「社会的養護における天理教里親の意義」P53. 八木三郎.  
『天理大学おやさと研究所年報. 17号』2011

◎陽気づくめ

本 部

塩井りん子

『道乃友』明治四十五年(大正元年)2月号

此の教へは樂み勇んで、陽氣づくめで通る道で御座ります。此陽氣づくめの道の中でも一手一つの精神ほど強い固いものは御座りませぬ。大風が吹こうが大水が出よふが、此の心ばかりは決してどうもなりませぬ。さすれば一分なりとも早く、一秒なりとも早く出さして貰ひ、導びかして貰ひ、全じ心を合し纏いで、百人より二百人、二百人より三百人と一人でも多く此の道へ導びかねばなりません。之れ即ち御互ひに婦人會員たる本分を盡すのであらうと存じます。御互ひに此の本分を盡さしてもらふてこそ、明かなる誠の正道へ出さして頂ける事が出来るので御座ります。そこで御承知の通り、信仰には信仰の

五十一

陽 氣 ぐ ら し

『道乃友』大正6年4月号

武 谷 兼 信

御教祖の御遺訓に  
 「月日には人間はじめかけたのは、陽氣ゆさんが見たいゆゑなり」  
 「世界にはこのしんじつを知らんから、みなごこまでもいづむばかりで」  
 と仰せられたる所より察するに、最初神様が人間を御造り下された第一の目的は、人間に「陽氣ぐらし」をさせて、神人共に樂みたいとの御思召であつたに相違ない。然るに人間は、神様の愛子たる多數人間のために造られたる此の世界を、吾れ一人のために造られたるものゝ如く誤解して、身引き身慾の

心にて、吾れさへよくば人はどうでもといふやうな自分本位の濁つた心にて通り來りたるがために、神様の御思召に背き、天理に背いたる結果、遂に病氣災難不自由といふやうな、いまはしき現象があらはるゝこととなりて、病氣に苦しみ、災難に泣き、不自由をかこつ人多くなり行き、従つて自分の思ふやうにならず、好きなやうにならぬにつけては、自然く、いづむやうになり、陽氣であるべき此の世界は陰氣となり、樂みに満つるべき此の世界は苦みに満ちたる世界となつたのである。

御慈悲一條にてあらせられる親神様には、此の悲

七

天理教の機関誌『道乃友(みちのとも)』は、明治24年に創刊され、現在まで途切れることなく発行され続け、保存もされている日本では稀有な存在です。それゆえ、教内用語がいつ頃、どのように変わったかを知る上ではたいへん重宝です。そこから「陽氣……」の変化は大正元年から同6年の間にあることが分かります。

現在の『天理教教典』の教理の原型は、明治45年に開催された「三教会同」(政府が主催して仏教・キリスト教・神道の各宗教家が集まって、宗教家が国家社会のために尽力することを話し合うことを目的とした会合)後に、その趣旨に沿って表明した文書『三教会同と天理教』です。ほとんど同じといつてもいいものです。この『三教会同と天理教』の内容に合わせる形で、教内の用語等も整理されていたのではないのでしょうか。「陽氣……」の変化も、ちょうどその時期と重なります。



## 29 三つの宝

ある時、教祖は、飯降伊蔵に向かって、「伊蔵さん、掌を拵けてごらん。」と、仰せられた。

伊蔵が、仰せ通りに掌を拵げると、教祖は、粳を三粒持って、「これは朝起き、これは正直、これは働きやで。」と、仰せられて、一粒ずつ、伊蔵の掌の上にお載せ下されて、「この三つを、しっかり握って、失わんようにせにやいかんで。」と、仰せられた。

伊蔵は、生涯この教を守って通ったのである。

## 111 朝、起こされるのと

教祖が、飯降よしゑにお聞かせ下されたお話しに、「朝起き、正直、働き。朝、起こされるのと、人を起こすのとでは、大きく徳、不徳に分かれるで。陰でよく働き、人を褒めるは正直。聞いて行わないのは、その身が嘘になるで。もう少し、もう少しと、働いた上に働くのは、欲ではなく、真実の働きやで。」と。

## 197 働く手は

教祖が、いつもお聞かせ下されたお話しに、／ 「世界中、互いに扶け合いするなら、末の案じも危なきもない。仕事は何んぼでもあるけれども、その仕事をする手がない家もあれば、仕事をする手は何んぼでもあるが、する仕事がない家もある。／ 奉公すれば、これは、親方のものと思わず、陰日向なく自分の事と思うてするのやで。秋にでも、今日はどうも思ふたら、自分のものやと思ふて、蕙でも何んでも始末せにやならん。陰日向なく働き、人を助けて置くから、秋が来たら襦袢を拵えてやろう、何々してやろう、同じ働きをしても、陰日向なく自分の事と思ふて働くから、あの人には如才ない人であるから、あの人を雇うというようになってくる。こうなってくると、何んぼでも仕事がある。／ この屋敷に居る者も、自分の仕事であると思ふから、夜昼、こうしよう、ああしようと心に掛けてする。我が事と思ふてするから、我が事になる。ここは自分の家や、我が事と思ふてすると、自分の家になる。陰日向をして、なまくらすると、自分の家として居られぬようになる。／ この屋敷には、働く手は、いくらでもほしい。働かん手は、一人も要らん。」と。又、ある時のお話しに、／ 「働くというのは、はたはたの者を楽にするから、はたらく(註、側楽・ハタラク)と言うのや。」と、お聞かせ下された。

天理教には、まさに通俗道徳の典型のような「朝起き、正直、働き」というのがあります。

『稿本教祖伝逸話編』には、これを内容とする話が3篇納められています。『逸話編』の巻末にある「年月日対照表」には、全200話中184話について「年月日」が載っていますが、左の29, 111, 197の話は「年月日対照表」に記載がありません。

29,111は話した人と聞いた人が特定されているのに、日時が分からないのは不思議です。

繰り返しになりますが、天理教内に「朝起き、正直、働き」の話が出てくるのは大正6年に「なかむら」という人が書いたものが最初なのです。ということは教祖は「朝起き、正直、働き」の話はされていなかったと考えるのが妥当なような気がします。

通俗道徳が下層民衆まで浸透するのは明治末年以降—安丸良夫説

民衆思想史家である安丸良夫氏が主張する説は、「朝起き、正直、働き」が天理教内でできたのが大正6年であるということと合致します。天理教内では「朝起き、正直、働き」は教祖が説いたと思われていますし、教外者もそれを受け入れているでしょう。しかし実際は、そうではないということは、いろいろ再考を要す問題かと思えます。

安丸 . . . . . だんだん歳を取ってきて、できるだけ全体として物事を考えてみたいと思うようになってきたときに、「通俗道徳」論の射程距離はもう少し大きいんじゃないかな、と考えるようになってきた。最近では明治20年代で決着が付くんじゃなくて、それはむしろ出発点で、そういう生活規範が日本人の生活の中に広く深く浸透していくのはそれから後だというふうに考えている。

具体的にそれはどのように進展するのかなとか、どの画期が重要だとか、簡単には言えないけれども、例えば明治の末頃はかなり重要視しています。「通俗道徳」は、最近では農村でいえば地方の村落支配層、あるいは中農上層とかそういった社会層に受容されやすかったと思うけれども、明治の末頃からそれがさらに下層の民衆へまで浸透していくようになったと思っています。 —中略—

. . . 明治の末頃から労働運動が起こってきますと、その中で労働者の側に生活規範の樹立ということがあってはじめて労働者は社会的に信用されるんだ、だからそういうことがまず必要なんだ、ということが労働運動の最初期に主張されたんですね。日本の労働運動を担った最初の団作として友愛会がありますが、友愛会は初めはキリスト教の影響を受けたそうした生活規範を樹立することを求める運動だったんですね。友愛会が労働組合の方に脱皮していても、やはりそういう生活規範の樹立によって労働者こそ人間である、あるいは人格であるというふうについて、そこには大正デモクラシーの影響とキリスト教の影響とがあると思いますけど、そういうふうな自己確立・自己鍛練を経過して初めて労働者の運動が社会的に認知されると考えられていたわけですね。

— 労働者は厳密な定義だと小生産者とは言えないと思いますが、そこにもまた通俗道徳論が適用できるのではないかということですか。

安丸 「通俗道徳」論の射程を広げるにはどういう筋道で考えるのがよいかなかなか難しいところですが、「通俗道徳」というものは、自分、あるいは家族を単位とした小生産者が、自分の家族員の努力をすべて燃焼させて、自分の小経営を維持するという小生産、小経営に一番適合的なんですね。小生産の場合は、自分が努力すればその努力の成果は自分のところに戻ってくるし、油断すればたちまち破滅する。だから、「通俗道徳」は小生産、特に農民の小生産に一番適合的なわけですね。しかし、イデオロギーというものはある種の普遍性を存立の根拠にしているものなのであって、生活規範がある程度例えば農村で形成されたとなりますと、それがいわば国民的な規模で普遍化されていくということになると思うんですね。 / そして、生活規範というものは勝手にどこからでも適当にもって来るというわけには行かないもので、やはり、国民的な普遍性をもったものが受け入れられるということになるわけで、人々が家族を中心として生活しているという限りは農民も都市の職人や労働者も同じですから、そういう家族を律する規範としては、「通俗道徳」的なものが受け入れられるだろうということなんです。厳密にいうとね、そこら辺にいろいろ具体的な内容に違いがあるらしいですね。例えば僕の考えでは「通俗道徳」を一番熱心に担っているのは民衆宗教なんだけれども、江戸時代の末頃から明治の末頃までの間に発展した天理教とか金光教とかのような民衆宗教は僕がいう「通俗道徳」にぴったり合っているんですけど、1920年頃から都市部で新しい民衆宗教がでてくると、都市生活に適應するような規範を発展させているような面がある。(『安丸良夫集1』『民衆的規範の行方』P352~355.岩波書店.2013)

「天理教社会学研究所」は天理教を批判的に論じているインターネットサイトで最近では更新されていません。ただ、過去の投稿は今でも読むことができ、そこに天理教里親に関するものがあります。内容はすでに見て来た天理教里親のあり方を裏から考察していると言えるでしょう。この中に【※天理教会は歴史的に家族以外の方が住めるスペースがある※】というものがあります。他の論者はこれをファミリーホームを運営するために最適の形態といった評価をするわけですが、ではなぜこのような形の教会が天理教では生まれたのでしょうか。

①

### 天理教社会学研究所

(※ 【※……※】は当資料作成者が読みやすくするために付け足したものです)

天理教の里親政策がとても重要な懸念を孕んでいるわけ / 投稿日: 2016年6月29日 / -中略-

#### 【※近年天理教は里親政策を強力に推進している※】

数年前より天理教の広報機関である宗教法人天理教道友社が里親政策を強力に推し進めてきました。里親関連の出版物を刊行したり、信者が読む発行部数約12万部の週刊新聞である天理時報において里親を推奨するような記事が大量に発信されました。その結果、「私の教会も里親をしたい」という若者～中年の天理教を職業とする天理教人に起こりました。実際に里親の研修会に参加して、里親登録をして実際に里親活動を始めた天理教の方もおられました。

次にこの天理教里親ブームの背景について、天理教内部の視点から考察を述べたいと思います。

#### 【※天理教会は歴史的に家族以外の方が住めるスペースがある※】

まず新興宗教である天理教という宗教団体の教義の大枠は「共助・共生」であります。教団設立当初から、弱者（庶民）の貧・病・争の救済を目的として拡大してきました。また全国にある天理教の教会は、一般家庭よりも物理的に広く作られていることが多く、天理教を営む家族以外にも収容できる機能があります。それらは教会でおこなわれる神事や行事など、信者が教会に集まることが重視されるため、そういった多人数が収容できる建築構造になっていると考えられます。

そして歴史的に見ても、天理教は行き場所のない方を教会で生活させてきた経験があります。病者やホームレス、家族不和などの方を教会で生活させてきた風土があります。もちろん全ての教会ではありません。

ですので、里子として数名子供が増えたところで部屋数や食事数など新たに里親としての負担が増えることなどは問題がない教会が多いと思われます。（天理教が行き場所のない方を教会で世話するのは一見美談に聞こえますが、福祉制度の整った現代では私は否定的にも見えています。つまり天理教が、そういった方を抱え込むことで、結果的に何年にも渡りその方の社会的自立を遠ざけている現象を実際に私が数例見ているからです。天理教の教会に何年もいる方はその蓋然性が高いです。もちろんその方たちは給与は払われておりませんので三大義務である就労、納税はできていません。） / -中略-

#### 【※天理教は「搾取の天理教」と言われるような献金制度がある※】

天理教は「搾取の天理教」と言われるほど、信者から金銭を巧妙に集めます。「天理教の献金は自主的で強制ではない。気持ちだけ」と説明する天理教人が多いです。しかし悪徳商法のように、断れない親密な関係を築くのが天理教布教の戦略です。なにより奈良県天理市の天理教本部の建築群を見ていただければわかりますように、本部をはじめ全国各地には立派な教会が建てられて

② ↓ います。その莫大なお金はもちろん信者から集めた浄財です。新興宗教では当たり前ですが、集めた人と金の量が「信仰者としての成熟度」という側面が天理教にもあります。信者から集めた金を上級教会に上納し、最終的には天理市の教会本部に集約されるという仕組みです。末端教会（分教会）→中級教会（大教会）→本部（天理市）となります。

### 【※天理教内は地位、立場による貧富の差が激しい※】

結果的に、人と金を集める天理教人は「優秀な信仰者」であり、集められない天理教人は「優秀ではない信仰者」という暗黙知があります。それらのお金は建築物に使われるのはもちろんのこと、天理教のトップである中山家には年に数億の収入となり、幹部たちの数千万の収入となると推定できます（公開されている納税長者番付や過去の幹部の脱税事件などから容易に推測できます）。しかし一方で団体職員として本部、大教会等で専従で働く者は月に2,3万円から数万円という支給でしかありません。／—中略—

### 【※天理教は衰退傾向にあり、教会の7割で後継者がいない※】

一方で1990年代以降、天理教の衰退は著しいです。つまり人も金も天理教に集まりにくくなっているということが起こっています。全国各地の天理教では経営が成り立たない現象もおこっており、全国に約1万7千カ所ある教会の7割が後継者不足を中心とした機能不全を抱えていると言われています。後継者不足ということは、若者が天理教の家（教会）を飛び出すということです。若者が家を飛び出す構造なのに、里子を養育しようとする姿勢はどこかに天理教の組織的な闇や矛盾を感じざるをえません。／—中略—

### 【※里親活動は安定収入ビジネス※】

こういった背景から里親を考えると、欧米で時折ニュースとなる「里親ビジネス」が天理教も例外なく当てはまる疑惑があるということです。つまり天理教の教会が里親をするということは「宗教という儲からない底辺ビジネス」の身から、「天理教上層部の賞賛を浴びながら安定収入ビジネス」に生まれ変わることができます。天理教の若者から中年にとっては社会保障もされていない不安だらけの将来に対する一発逆転ホームランが里親ビジネスでもあるということです。天理教に専従する彼らは働いておらず、働いていてもアルバイトや月に2から3万円の給与の中で年金も保険も払っていません。私は天理教が集める年間120億円の献金を彼らの社会保障に回すべきだと主張していますが、天理教本部は決してそうしません。／—中略—

### 【※おつとめに参加させられる里子、信者の数に計上される里子※】

里親をしている地方にある天理教の教会では、信者の数として里子を計上しています。天理教では何か行事があるたびに「〇〇万人を集めよう！」「〇〇人のご守護をいたごう！」などというノルマが課せられます。里子はそのノルマ数に利用されているとも考えられます。これは私が天理教の教会の神殿（本殿）に掲示されてあるノルマの名簿表で確認いたしました（添付資料）。つまり、里子が天理市に定期的に連れていかれ、天理教の話が聞かされます。最悪の場合は、17歳になれば「よふぼく」と言われる信者にさせられる危険性もあります。またどの教会でも朝と晩の約20分～40分の「おつとめ」にも参加させられています。（「させられている」と表現したのは、実際に里親の家長である教会長が里子に「参加しなさい」と言っているのを聞いたからです。）厚労省の「平成24年 里親及びファミリーホーム養育指針」の「3 権利擁護」は宗教のことは触れていませんが、それで良いのでしょうか。

なぜ、「天理教の教会には居間も食堂もある」のか

天理教教会本部は明治35年に教会入込み人に対する警告文を発しています。そこには「朝夕神明ニ礼拝スルノミニテ一定ノ職モナク遊手徒食スルモノ」があり、「殖産興業ノ意ニ悖リ国家ニ対シテモ不相濟儀ニ付」そのようなことがないよとの指示が書いてあります。教会に居れば、衣食住には困らないので、布教も仕事もせず安易に暮らしているという分けです。それに対して、その頃の東本では多くの入込み人が居るが、皆「おたすけ」活動に励んでいるということが下の文には書かれています。

天理教の里親を考える前提として、なぜ複数の里子を預かれるようなスペースが教会にあるのでしょうか。それは戦前から、入込み人が多く存在したことによります。

五周年をつとめたこの年（※明治35〈1902〉年）、出張所は前記したように普請の残務を清算して著しい伸展を見ていた。その現われが隣接家屋三棟の買収である。明治35年5月に二棟、18坪50を、同年9月に一棟、43坪余を求めた。（これは集成部史料にも、佐津川亀太郎年譜にも明記している）これは普通の住家であって参拝所ではない。教会に住み込み人が増えていたことを物語っている。前年に22坪余の増築したばかりであるのに、これでも既に収容し切れなくなっていたにちがいない。出張所の第一次ふしん以来、会計は初代会長が握っていたことは前記した。／この年に吉田仲次郎が入信し、専ら東本の境内地拡張の不動産買収に関与した。その建物の一つに、散々に天理教の悪口雑言を書き並べた中央新開の記者が住んでいて、この住居の買収に手古ずったという話が伝えられている。／この頃、教会の住み込み制度について、注目をひく本部の訓示がある。

神道教師ハ布教伝道ニ従事スルモノニシテ殊ニ教会所内ニ居住スルモノハ布教伝道ノ外信徒ノ取締ヲナスヘキ職務ニシテ其ノ任タルヤ重ク其ノ責モ大ナリ 然ルニ**近來多數教会所内ニ家族ヲ掌ケテ居住スルモノノ中ニ朝夕神明ニ礼拝スルノミニテ一定ノ職モナク遊手徒食スルモノ有之哉ニ相聞候** 如此モノハ独り教祖立教ノ趣旨ニ逆背スルノミナラズ殖産興業ノ意ニ悖リ国家ニ対シテモ不相濟儀ニ付 一定ノ教務アル者ノ外相当ノ業ニ就カシメ夫々方法ヲ相立テ遊手徒食ノ輩無之様精々注意致スベク此旨特ニ訓示候事 // 明治三十五年六月二十五日 / 神道天理教会長大教正 中山新治郎 / （「みちのとも」第127号）

東本の入り込み人 東本出張所は右指摘の範疇に入る体制ではなかった。住み込み人はすべて助け人衆であって、初代会長の理と情の並び行なわれた仕込みのもとに、“おたすけ”を教会入り込み人の、まさにそうあるべきを本務としておった。東本では、この頃から入り込み人が漸増し、**大正期には子供を合わせて200人を超える**盛況を見ている。／このような教会の在り方を、初代会長は、どこから、誰から学び取ったのであろうか。前出の訓示にいわれるような状態に陥っていたのは、いずれも明治二十年代に生まれた教会に多く、まさに訓示に指摘されるような実態にあった。これらの教会にあっては全財産をたたんで家族ごと教会に住み込み、大家族主義風の共同生活をした。その人たちが挙げて、“おたすけ”に生き甲斐を見出していたわけではない。教会におれば衣・食・住がついてまわるといふ漠然とした安易な考え方をしておった。やがて三十年代に入ると、教会は大世帯を抱えて経済的に行き詰まった。「助け一条」よりも生活に汲々とせずにおれなくなったのは当然のなりゆきであった。／初代会長はその実情を目撃したわけでもない。「おたすけ」を第一義とするのは、初代会長の生涯を貫くものであって、この精神に基づいての入り込み制度であった。これは初代会長のおのずからなる発想であった。／**入り込み人は狭い出張所にひしめき合って初代会長と寝食を共にし、日中は一人残らず“おたすけ”に飛び出した。**（『東本大教会史. 第一巻』P151. 東本大教会史編纂委員会編. 1988）

『社会福祉と日本の宗教思想』という本は、仏教社会事業の嚆矢として明治34年4月に浅草神吉町に無料宿泊所が建設されたことを記しています。前頁の天理教教会本部の訓示は、その翌年に出されたもので、前年の34年頃には天理教の教会は、布教師という名目で、多数の人を宿泊させていたということです。「一定ノ職モナク遊手徒食スルモノ有之」ということで、職もなく、布教もしない者もいた、まさに無料宿泊所の役割を天理教会は担っていたということになります。本部の訓示の記事がある『東本大教会史』は明治31年、東京本所の借家から出発した天理教教会の歴史が書かれています。

明治40年代の底辺労働者は、行政用語として「細民」と呼称された。内務省地方局は1911年東京の下谷・浅草を、そして1921一年同じく東京本所・深川、大阪等で「細民調査」を実施した。この細民への対策が「防貧」で、今日の低所得対策の出発点である。旧来の慈善や救済に対し、いわば新しい対策である（拙著『改訂版日本貧困史』著作集2、1993年、266～276頁）。この期の代表的研究者井上友一が、救貧は末で、防貧が本であると主張するのもこの時期である。

**防貧対策の先行施設** 渡辺（※渡辺海旭ー近代仏教社会事業の先駆者）が未だ滞独中の1901（※明治34）年、真宗大谷派浅草本願寺輪番大草慧実は、東京市養育院幹事安達憲忠らの助言のもとに、同年4月浅草神吉町に**無料宿泊所を建設**し、同年9月同桧葉町に、1905年3月に同若宮町に移転した。さらに1910年関東大水害にも多数の窮民が生じたので、更に深川区西町に第二無料宿泊所を開設した（『故大草慧実師畧伝』）。

無料宿泊所の「趣旨書」は

爰に吾等無料宿泊所を設け斯る木賃宿にも宿する能はざる無告の窮民を宿泊せしめ、併せて其種類性質により、養育院、感化院、孤児院、慈恵院等に入院の手續を取り、職を得ざるものには就業の手續を取り、依るべき所なきものゝ為には、同情を以て其加担者となりて種々の労をとり、成るべく未然に惨状より救助する方法を取らば、啻（ただ）に窮民其者を窮苦より救ふのみならず、社会の罪惡と損失を予防する点において蓋し効益勤少ならざるを信ず。

とその防貧性を強調している。

またその「概則」に宿泊所の収容者を、地方よりきたりて宿泊すべき費用なく一時困難する者、路頭に迷える老若男女、路頭に病める者、正業なくして困難する者の四種類に分ち、入所者は身元調査をし、怠惰のため業務を離れた者は入所を断った。また、貧児孤児迷児は養育院に、病者は施療所へ入院手続きをとった（『宗教11号』）。（『社会福祉と日本の宗教思想』P100. 吉田久一. 勁草書房. 2003）

戦前、東本大教会の活動－困窮者に食事、寝場所を提供、孤児の世話をし、夜学校を作り、布教活動をした

いろいろな理由で住む場所を失った人を住込み人として教会で生活させる姿勢は、天理教の中に伝統としてあり、それは教理に基づいています。

「みかぐらうた」二下り目七ツ なんじふをすくひあぐれば(難渋お救いあぐれば) ハツ やまひのねをきらふ(病の根を切ろう)

下記資料にある「当時本所界隈の労働者で、雨降りなどで仕事がなく、その日の日当にありつけないものは、こっそりと東本分教会の炊事場に入れてもらって、食をいただいていた」という記述の具体的な話が『ほんあづま66号』に出ています。それによると大正初めの頃、東本の炊事場へ行くと「顔も見ずにだまっておかずをくれる、御飯と茶碗と箸が置いてあって、黙って食える」という状態だったようです。今から100年以上前に無料食堂をやっていたわけです。

その頃東本では200名前後の入込み人がいて、毎日布教活動を行っていました。その中には字の読めない人も多かつたらしく東本夜学部という名前の学校を教会内に設け、それは、大正二年、私立学校令に基づく正規の学校、修徳夜学校となり現在の修徳高校につながっています。また、孤児の世話をしていたようで、関東大震災の後、親を失い家を失い希望を失った少年たちの保護事業として「司法保護団体六踏園」を大正15年に設け、昭和6年には15施設を持つほどの規模になりました。こちらも「調布学園」という名の児童養護施設として現在も存続しています。

2022.02資料P26

8、宇野浩二の「枯野の夢」／ 大正時代の審美主義文学の旗頭宇野浩二は「枯野の夢」の中で、天理教を次のように評している。（註この小説は昭和九年の発表であるが、少くとも天理教に関する感じ方は大正時代のものだと思う。彼は天正末期から昭和九年ごろまで脳をわずらい、精神的なブランクがある。そこで大正時代の天理教観としてここに掲げる）。

「私には神さんなんてあつてもなうてもかめへんネ。わしは、**天理さんが、信者から上げた金を、みな信者のために使ふちふ主義が好きやね。**……ほんまの話や。その証拠に、天理さんへ行って、今日から信心するいうたら、信者でなうても、その日イからすぐ引き取って養うてくれよる。わしは、あの主義が好きやネ。わしらには学者のいふ事はよう分からんから、社会主義なんちうもんもよう知らんけど、**天理さんは、社会主義が理屈だけでいふ事を、本真にしてるやうにわしには思へるさかい、そこが私は好きやネ。**そやから、私は大和へ帰るたんびに天理さんへ寄って銭を上げることにしてんネ」

これはこの小説の主人公文助の言葉である。大正時代には天理教の教会は、このように見られていたようだ。この小説は関西弁で書かれているから大阪の事かとも思うが、東京本所厩橋の東本分教会がそうだったという。否それ以上だったようだ。**当時本所界隈の労働者で、雨降りなどで仕事がなく、その日の日当にありつけないものは、こっそりと東本分教会の炊事場に入れてもらって、食をいただいていた**という。当時東本分教会では百数十人が共同生活をしていた。そのときの食をいただいた嬉しさが忘れられず、今も自分で働き、（息子たちは息子の許へ来いというが）その金を教会へ運ぶ七十歳の老婆がいるという。（『創象』6号.1980.P18.高野友治）

大正になってから私の父（※八島松四郎）がお道になった頃、欧州大戦のあと不景気になって、日本じゅうの人たちが苦しい目にあったのですが、その頃に**湯浅英一**さんという人が紡績会社の大株主で、自分の家は薪炭商を営み、その組合長をしていたのですが、会社が不景気でつぶれまして大株主が一文なしになってしまったのです。

それで女工さんが帰るに帰れないというので、その費用を出すために自分の家を売ってしまい、奥さんは心配事のために出直して、子供三人抱えて、きのうまで大きな店の主人だった人が路頭に迷うという姿になり、**深川の高橋**のドヤ住まいをするようになってしまった。／ここは山谷か釜ヶ崎みたいところで、このあたりでは朝職人さんが出て行くとき御飯を炊いたのを半分食べ、半分入っている釜を質屋に持って行って交換に道具箱をもらってくる、そしてその日働いてその手間でもって帰り道に質屋に寄って道具箱を入れて、御飯の入った釜をもらってきてまた食べる、翌朝になるとまたそれを繰り返すというような不景気だったというのです。それで雨が降ったらアブれて食えなくなる。そうしたら先輩が東本へ行けと言う。東本って何だと聞くと、何でもいいからとにかく東本へ行けというので、**子供三人連れて東本に行ったら、顔も見ずにだまっておかずをくれる、御飯と茶碗と箸が置いてあって、黙って食べる、ということだった**ので、それからというもの、雨が降ったら東本へ食い延ばしに行ったというのです。（『ほんあづま66号(1974.8月号)』P15.八島英雄）

2022.03P2

国家の公認を得るために、1400名の布教師を罷免した天理教教会本部

天理教は、教祖の死後、国家の公認を得るために、国の宗教政策を受け入れていきます。そして、そのやり方に従わない教祖の教えを守ろうとする布教師を、排除していきました。その最大のものが明治37年、1400名の布教師の罷免です。その過程で、教祖の教えが失われ、国家の政策に従順な、そして教団の巨大化、富裕化を図る組織に変質していきました。ただ、天理教の教会建物は、入信者、困窮者、孤児などが共同生活をする伝統があり、それが居室の多さ、広い食堂を作られる要因になっているのですが、その伝統も、「天理教社会学研究所」が指摘する住込み人を安く使える労働者として、飼育殺しにしてしまう傾向も生まれていきました。

神道教会公認のために教典を出した。そのときには、天皇と天皇の先祖の神々を十柱並べまして天理大神として、天神地祇八百万の神がいる中で、もっとも顕著なる、はっきりしたご守護をくださる十柱の神様を天理大神と崇める、とこういう教典を出しました。現行の教典を昭和教典と言い、これを明治教典と呼んでいる。／それに反対の「教祖は、天皇も人間と仰ったのだ」という意見を言った教師を、1400人も罷免して明治教典を出したのです。／これは、**明治三十六年に、天理教教典として明治教典を出しまして、37年に1400名のおよぶ、取次人を罷免している**のです。その中で一番有名なのが、泉田藤吉さんと、萬田萬吉さん。／泉田藤吉さんというのは、十一もの直属教会を布教して作ったという人なのです。そして、私たち東本の人間は、東本の初代会長中川よしの旦那さん、中川彌吉が、中川よしはまだ布教しないうちに、泉田藤吉さんと、南の松永さんと中川彌吉の三人で、御津大教会を始めとして中津大教会に至るまで、直属教会を作る布教の旅をしていたということを誇りに私たちは思っているわけですが、**その一人である泉田藤吉さんを罷免**し、伊賀にある、というより、おぢばの山沿いにあります島ヶ原大教会長になりました萬田萬吉さんも罷免しているのです。（『ほんあづま』499号.P4.八島英雄.2010）

『社会福祉と日本の宗教思想』は、「『社会』と『宗教』はその任務を異にし、むしろ両者は『緊張』関係にある」と記しています。宗教は本来、社会福祉などの政策を支えるエートス(精神)の役割を果たすことが必要で、政策に従って動くだけでは、宗教の意味がないこととなります。

はじめに一執筆の意図と解題 / 一 執筆の意図

「失われた10年」の喧しい声の中で、社会福祉は「政策論」と「サービス論」に焦点を当てられながら改革が進んでいる。社会福祉の正確な歴史的地位を定め、その理論に誤りのないことを期するのが、社会科学や社会福祉を内面から支える思想や宗教の任務である。

第二次世界人戦後、先進資本主義国では、「福祉国家」が政策の第一次目標となったが、日本では明治以来「富の拡大」を目標とし、特に1980年代からは「新自由主義」に基づく「市場主義」的グローバリズムや、「民営」化、「行政改革」、「小さな政府」を政策とした。加えて「経済戦略会議」は「個の強さ」を教育方針として強調した。

一方、福祉サービスには、イギリスや北欧その他の福祉先進国におけるトップ・レベルの「方法論」や、「地域の福祉」が導入された。。いわば日本では、一階が多く論者がいう「遅れた福祉国家」(福祉国家そのものへの批判は後で述べる)であり、二階だけがサービスとして高度化しているということになる。このチグハグな現象は、政治が行詰った場合、政策が容易に「福祉見直し」に転じ、福祉サービスが科学化し高度化しても、「人間の尊厳」を忘れがちになったことを、過去の歴史が示している。

政治が行詰った場合にナショナリズムに傾斜するのが、第一次的には政治の責任としても、それだけで済む問題ではない。それは国民「個々」が、どれだけ自己の「福祉」にアイデンティティを持つかという問題である。例えば1973年に、日本でも「福祉国家」へのキッカケはあったが、その年10月の第一次オイル・ショックで、福祉志向から方向転換した。国民個々が「福祉」にアイデンティティを形成するには、外側の社会科学とともに、すぐれて内面的問題の宗教が重要である。

西欧では政治や経済の発展とともに、内面的にそれを支えるギリシャ的「博愛」と、キリスト教的「隣人愛」が対峙しながら、西欧社会福祉を「連続」してきた。日本でも古代・中世は仏教的「慈悲」、近世では儒教的「仁愛」や「仁政」、明治時代はキリスト教的「慈善事業」がその「開拓」的役割を果たしたが、現在の社会福祉は、政策を支える内面的役割を担うエートスに乏しく、社会福祉の「不連続」性は否定しがたい。

ことわっておきたいのは、もともと「社会」と「宗教」はその任務を異にし、むしろ両者は「緊張」関係にあるとあってよい。「社会」と「宗教」の単なる妥協が不幸な結果をもたらしたことは歴史が証明している。現代社会福祉の「閉塞」感、そしてその「混迷」打破に、宗教の「根元性」が一助にならないかという希望を持っている。(『社会福祉と日本の宗教思想』P1. 吉田久一. 勁草書房. 2003)

『社会福祉と日本の宗教思想』の著者、吉田久一氏は別の著作で、要養護(保護)児童の発生は社会の問題であり、その原因は「貧困」にあると論じています。この文章は高度成長期の日本社会を分析したのですが、現在にも通じると思われます。

天理教祖中山みきの「みかぐらうた」には《二下り目七ツ なんじふをすくひあぐれば(難渋お救いあぐれば) ハツ やまひのねをきらふ(病の根を切ろう)》というのがあります。困っている人をたすけることが、社会問題の発生原因(根)を切ることになるという意味でしょうか。中山みきの教えは、生じて来た問題に対応するのではなく、その問題を生じさせる原因を根絶しようとするものです。

天理教祖中山みきの教えを実践、普及させることこそ、天理教の社会的役割でしょう。

児童福祉問題 / …… 児童福祉問題が多様化したのは、高度成長期の貧困の多様化と深い関係がある。 第一に従来からの低所得層や被保護層の児童福祉問題がある。そこは高度成長からとり残された陰の部分を含んでいるが、心身障害児の多発等からはじまって、各種の問題が滞積している。スラム・ドヤ・在日朝鮮人部落、加えて高度成長の不均等発展による炭住地帯・零細企業、あるいは流動化政策下の過疎・過密地帯における児童の体力・知力・情操力の低下がみられる。そして貧困な環境→低教育→差別労働→貧困の循環がいぜん存在している。 / 第二に高度成長のもとでの生活の社会的文化的欲望の高まりは、相対的貧困を生じさせ、いわゆる「豊かな資本主義のもとでの貧困児童」を生んだ。 …… / 第三に児童をめぐる住宅事情や遊園設備不足という環境悪化で、社会的共同消費としての社会福祉資源が、地域等の急変に対応できなかつた。これもまた「現在の貧困」である。このような生活環境の貧困はテレビっ子を生み、あるいは体力の低下をきたしている。 / 前述の三つは、貧困をめぐる説明上区分したもので、相互関係にあることはいうまでもない。

これらの貧困に、多くの社会关系的要因が加わるのが、高度成長期の特徴である。 第一に家族の変化である。 核家族化は一般の趨勢となり、家族における価値が、消費を基本とする利潤追求におかれる傾向が現われた。それは養育機能を損なうことはいうまでもない。欠損家族もこの期の特徴である。 …… / 第二に高度成長下の公害は多くの児童福祉問題を生んだ。 交通公害の遺児は中小企業や労務者に多く、生活が不安定であった。 …… / 第三に高度成長期の流動化政策は地域共同社会の破壊を促し、健康破壊・乳幼児死亡・心身障害児、あるいは情操欠陥児を生んだのは先にふれた通りである。 / 第四に一般教育における選別・差別である。心身障害児に対する選別、夜間中学生の年少労働、受験体制等々、そこでは長欠児童や登校拒否児・非行児等々を生む要因が山積していた。

このような貧困の多様化やその关系的要因は、児童に疎外感をもたらした。集団性や特操性の欠如は精神不安や孤独感を招き、そして精神障害やノイローゼは情緒障害・自殺・シンナー遊びを生んだ。さらに不良文化財や興味だけの情報等も児童の人間性崩壊につながったが、それは児童個人の責任より社会の責任であることはいうまでもない。

上述の理由から、高度成長期児童福祉問題の典型を、養護児童・心身障害児童・非行児童の三つに求められるように思う。それは、現われた形態は戦後の要保護児童と同じであるが、発生要因、実態の多様性と深刻化はいちじるしく相違した。児童相談所の相談は心身障害・育成・養護の各相談であったが、養護相談は保護者の病気・家出・離婚等による養育困難児・棄児・被虐待児・被放任児等環境的問題児に関する相談に分類されていることにもそれがうかがえる。(『日本貧困史』P460. 吉田久一. 川島書店. 1984)